

# 参 考



文教地第170号  
平成8年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文 部 省 教 育 助 成 局 長  
小 林 敬 治

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、かねてから各教育委員会において、その改善に努めておられるところですが、近年の教員採用の状況や学校教育上の課題の変化に適切に対応するため、教員採用等の改善をさらに進めることが求められております。

このことにかんがみ、文部省においては、関係者の協力を得て、教員採用等に関する調査研究を行ってきましたが、このたび、別添のとおり、「審議のまとめ」がなされたところであります。

同まとめにおいては、人物評価を重視する方向に採用選考の在り方をより一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化を図ることを求めており、その観点に立った具体的改善方策を提言しているところであります。

ついては、貴職におかれては、同まとめの趣旨を参考に、下記の事項に留意の上、教員採用等の改善を一層積極的に進められるようお願いいたします。

## 記

### 1. 教員採用等の改善の基本方向について

ア 学校教育における指導の在り方の質的变化や生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、学校には様々な資質能力や体験を持つ人材が求められており、必ずしも知識の量のみにとらわれず、個性豊かで多様な人材を幅広く教員として確保していくことが必要であること。

イ このため、筆記試験の成績を重視するよりも人物評価重視の方向に採用選考の在り方を一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化の観点から、教員採用等について積極的な改善を図っていくことが必要であること。

### 2. 採用選考方法の改善について

#### (1) 選考における評価の在り方

選考における評価については、知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力など受験者の資質能力を多面的に評価するよう人物評価重視の観点に立ち、その在り方を一層改善すること。

その際、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績などを評価する選考方法の改善を一層進めるとともに、その有効な評価の在り方について検討すること。

また、民間企業経験者や教職経験者について、その社会経験を適切に評価する選考方法を検討すること。

なお、選考における評価の在り方の改善を行う場合、次の事項にも配慮すること。

#### ア 筆記試験の比重の置き方

筆記試験とその他の選考方法の比重の置き方の見直しについては、学校種別ごとの特性を十分に踏まえ、例えば、二次試験の選考において一次試験の筆記試験の結果を評価に入れないこと、筆記試験で一定程度の成績を修めた者の

中から、面接・論文試験の成績上位者、スポーツ活動等の諸活動の実績や社会経験を評価して採用することなどの方法が考えられること。

#### イ 教育実習の評価

人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を採用選考に活用することが有効であると考えられること。

このため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にして、教育実習の実施時期をできるだけ早くすることやその評価をできるだけ客観的なものとするよう工夫するなど、条件を整備するとともに、その条件整備の状況を勘案しつつ、教育実習の評価を選考における判断の資料として活用するよう努めること。

#### ウ 大学等からの推薦

人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学から人物等に関し推薦状を受けたり、あるいは、社会活動の実績がある者について当該関係機関から活動の期間、内容等に関し推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料とする方法も考えられること。

#### エ 受験年齢制限の緩和

教員に豊かな体験を有する多様な人材を確保するため、教員の年齢構成の現状などの実情を踏まえつつ、受験年齢制限の緩和を図るよう努めること。

### (2) 定員を区分した選考の実施

選考における尺度の多元化を図り、受験者の資質能力を様々な側面から評価していくための方法として、(1)で示した事項に加え、採用選考合格者の枠を区分して複数の尺度に基づく異なる選考方法を実施することを検討すること。

このため、例えば、合格定員の一部ごとに筆記試験や面接試験等の比重の置き方を変えたり、論文試験・実技試験等各種選考方法のうち特に重視する部分を設けたりすることや諸活動の実績や社会経験等を評価した選考について定員を区分した選考を実施することが考えられること。

また、スポーツ、文化の分野において特に秀でた技能・実績を有する者など特定の者に対する特別選考の導入も検討すること。

### (3) 試験問題、面接方法の改善等

試験問題、面接方法等については、次の事項に留意して、更にその改善に努めること。

#### ア 試験問題

筆記試験の試験問題については、知識の量、記憶力を問うものや、過度に高度な専門的知識を問うものに偏らず、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

#### イ 面接試験

面接試験については、面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図るほか、特定の課題に対する意見発表、集団討論の実施等一層の工夫改善に努めること。

また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広い観点から面接を行える者を確保するとともに、面接者に対しては、面接の手法や技術についての研修を実施するなど、人物評価に関する能力を高めるよう努めること。

#### ウ 実技試験等

実技試験については、例えば、英語に関するコミュニケーション能力や理科の実験指導、職業に関する教科の実習指導など指導力を適切に評価するための試験の導入も進めること。

また、教員としての実践的指導力を適切に評価するため、模擬授業や指導案の作成などを、多様な選考方法の一つとして導入するよう配慮すること。

## 3. 教員採用を実施する上での体制等の整備

### (1) 採用スケジュールの早期化

募集・選考・内定の時期等、採用スケジュール全体の早期化に一層努めること。

特に、採用内定時期については、就職協定等企業と大学等との間の取り決めの趣旨に留意しつつ、できる限り早い時期とするよう努めるとともに、段階的に内定通知を行うなど、早期に内定を行う者の比率を高めるための内定方法の工夫について配慮すること。

## (2) 採用者数平準化のための計画的教員採用・人事

教員に優秀な人材を確保し、年齢構成に配慮していくためには、できるだけ採用者数の平準化を図ることが必要であり、このため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。

その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。

## (3) 広報活動の充実、選考方法等についての情報提供

ア 教員の具体的職務内容や教員に採用された者の体験談などを知る機会を提供するなど、教員へ優秀な人材を確保するための広報活動をより一層充実していくこと。

イ 選考方法、日程等採用選考試験に関する情報については、募集パンフレットや大学での説明会等において、詳細かつ早期に教職志願者に提供するように配慮すること。

## (4) 教員採用等の改善についての調査検討体制の整備

ア 試験問題作成の継続的な取組、面接担当者の確保と資質の向上等を含め、採用選考方法の改善方策については、継続的に調査、検討を行っていくことが必要であること。

改善に当たっては、それぞれの選考方法に関し、その判定と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析を行い、その結果をもとに更に選考方法の改善を行っていくことが望ましいこと。

特に適性検査については、そのより効果的な活用に資するため、判定結果の有効性について研究していくことが必要であること。

イ 教員採用等の改善に関する情報収集、分析や調査検討を組織的・継続的に行うための体制整備に一層努めること。

#### 4. その他留意すべき事項

##### (1) 教員養成機関と教育委員会の連携

ア 教員養成機関で培われた資質能力を教育委員会が採用選考で適切に評価し、一方、教員養成機関が学校運営の実状を一層理解していくためには、教員養成機関と教育委員会の定期的な協議の場を充実させ、両者が十分連携することが必要であること。

このため、既に実施されている教員の資質向上連絡協議会の場を積極的に活用するなどの方法が考えられること。

その際、採用選考試験の方法、教育実習の在り方、教員採用に係る中長期的な需要動向等について、意見交換・協議を継続的に行うよう配慮すること。

イ 教員養成機関と教育委員会が連携協力を深めるための方策として、教育研修センターの講師としての大学教員の活用、大学の講師としての公立学校教員の派遣協力、教員養成に係る大学院の講座等を教育委員会の主催する各種研修の計画に組み入れることなども考えられること。

また、教員養成機関と教育委員会との連携協力により、学生と児童生徒が直接触れ合う機会や、学校運営の実情を学生に体験させる機会を設けることにも配慮すること。

##### (2) 身体に障害のある者への配慮

身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって教員採用選考において不合理な取扱いがなされることのないよう、選考方法上の工夫など適切な配慮を行うとともに、その工夫の内容等について広く教職を目指す者が了知しうるよう広報周知に努めること。

「教員採用等の改善について(審議のまとめ)」(平成8年4月5日 教員採用等に関する調査研究協力者会議)は、文部科学省ホームページに掲載しています。

トップ>教員の免許、採用、人事、研修等>公立学校教員採用選考>教員採用に関する参考資料  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/senkou/1256680.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1256680.htm)



平成 11 年 12 月 10 日 教育職員養成審議会第 3 次答申  
「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(抄)

Ⅲ 採用の改善

2. 改善の方向

- 教員の採用については、多面的な人物評価を積極的に行う選考に一層移行することが必要である。
- 採用側において、採用選考に当たり重視する視点を公表することにより、求める教員像を明確化することが必要である。
- 条件付採用制度の一層の運用の改善を図ることが必要である。

3. 具体的方策

(1) 採用選考の多面化

例えば、大学の新規学卒者・大学院修了者、教職経験を有する者、民間企業等の勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討するなど採用選考の一層の多面化を図る必要がある。

得意分野を持つ個性豊かな多様な教員を採用し、教員の多様な人材構成を図るため、採用選考を多面化し、例えば、大学の新規学卒者及び大学院修了者(以下「新規学卒者」という。)、教職経験を有する者、民間企業での勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討することが必要である。また、志願者の得意分野を考慮した採用選考を行うため、面接において得意分野や重点履修分野について詳しく聴取するなど、小論文や面接等において自己アピールを求めたり、全員同一課題ではなく、複数の課題の中から得意なものを選択する実技試験を実施するなど、採用選考の方法を工夫することが望まれる。

① 新規学卒者の採用選考

新規学卒者の採用選考については、試験方法の多様化、重点化を図る必要があり、学力試験については一定の水準に達しているかどうかを評価するために活用することとし、その水準に達した者については、大学の推薦、教育実習・養護実習の評価、得意分野、ボランティア活動の実績等を選考のための資料として活用し、多様な人材の確保を図る仕組みを工夫することが必要である。

② 教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者の採用選考

教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者については、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般の学力試験を課さず、教職経験の実績、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要である。なお、民間企業等の勤務経験を有する者の採用を一層促進する観点から、任命権者の判断により、一定の採用枠を設けた選考を実施することも有意義である。

③ 実技試験の充実及び資格試験等の活用

今後の国際化・情報化の進展する社会で必要とされる資質能力にかんがみ、外国居住や海外留学の経験等を考慮したり、情報リテラシーを有する者の採用を促進する観点から、教員採用選考試験においてパソコンの実技試験を実施するなどの工夫について検討することが必要である。

また、近年、例えば外国語教員採用選考の実技試験として、リスニングはもとより、スピーチ、グループディスカッション、ディベート等を実施する教育委員会も見られるところであり、このような選考を一層徹底するとともに、筆記試験結果に加え、TOEFL や TOEIC、実用英語技能検定等のスコア等を考慮するなど、外国語教員の採用選考に際しては、実践的なコミュニケーション能力の評価を適切に行うことを検討することが必要である。

さらに、例えば、高等学校の工業・商業等の教科の教員採用選考において、情報処理技術者試験や日商簿記検定試験等の合格を考慮に入れることを検討することが必要である。

養護教諭については、救急処置や心や体の健康観察及び健康相談活動の方法等についての能力の評価が適正に行われるよう検討することが必要である。

## (2) 採用選考の内容・基準の公表

教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

教員志願者、教育関係者、地域住民等に教育委員会が求める教員像を明らかにして、各学校や地域のニーズに対応した適格な教員の確保を促進するとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

その際、教員採用が競争試験ではなく選考であることにかんがみ、学力試験問題、論文課題のみを公表するのではなく、実技試験及び面接試験等の他の試験・課題のおおよその内容、各試験の比重や配点の目安を公表して、採用選考試験全体の情報公開を進め、これらにより教育委員会が求める教員像の全体を明確に示すよう工夫を講じることが望まれる。

## (3) 良質な学力試験問題の研究開発

教員採用試験における一般の学力試験については、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要であり、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

教員採用試験における一般の学力試験については、教員の一定の水準を担保する観点から、志願者が一定の知識等の学力を持っていることを確認する趣旨で行われるものであり、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要である。

このため、都道府県教育委員会等において、良質な学力試験問題の研究開発や作成のための体制を整備し、例えば、試験問題の研究開発や作成、試験の実施を各都道府県等の人事委員会と共同で行うなどの方策を検討することが望まれる。

また、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

なお、良質な学力試験問題の研究開発に際しては、第1次答申で指摘した養成段階で特に教授・指導すべき内容の範囲を踏まえたものになるようにする観点からも、教

員養成大学・学部等を中心に大学との連携を図るよう努めることが必要である。

採用選考の学力試験問題に、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する問題を含むように、試験問題の研究開発や作成において努めることも必要である。

(5) 障害者の受験に対する配慮

多様な人材を確保する観点から、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

多様な人材を確保する観点から、例えば、点字での試験問題の作成や手話による面接等の実施により受験の機会の拡大を図るなど、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

文教教第245号  
平成12年2月2日

各都道府県教育委員会  
殿  
各指定都市教育委員会

文 部 省 教 育 助 成 局 長  
矢 野 重 典

教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について（通知）

各教育委員会におかれては、教員の採用及び研修について、かねてより、その改善充実に努めておられるところですが、教育改革の大きな進展の中で、今日、学校教育の担い手となる教員の資質能力の在り方が改めて問われ、その向上のための施策をこれまで以上に進めていく必要があるものと考えられます。

このような観点から、教育職員養成審議会においては、新たな時代に向けた教員養成の改善方策について、3年間にわたり調査審議が行われてきたところであり、御案内のように、去る平成11年12月には、第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」がとりまとめられたところです。

同答申においては、教員の採用について、多面的な人物評価を行う選考に一層移行するとともに、採用選考に当たり重視する視点の公表などにより求める教員像を明確化すること、研修については、個々の教員の自発的・主体的研修意欲に基づいた研修を奨励しそのための支援体制の整備を図ること、初任者研修等の一層の充実を図ること、職務研修を精選するとともに今日的な観点から内容・方法等の見直しを図ること、教員の民間企業等における社会体験研修を一層充実すること、教員養成に携わる大学と教育委員会との連携については、養成・採用・研修の改善を図るための具体策を策定・実施する取組を通じて一層連携を深める方策を都道府県段階等で検討することなど、教員の生涯にわたり継続的にその資質能力の向上を図るための具体的な方策が示されております。つきましては、貴委員会におかれては、教員の資質能力が教育改革の成否を大きく左右することに改めて御留意いただき、上記答申中の具体的改善方策等を参考に、教員採用の改善、教員研修の見直し、教員養成に携わる大学との連携方策の充実等に係る取組について、積極的に対応されるようお願いいたします。また、併せて域内の市区町村教育委員会にも上記答申の趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。

平成 14 年 2 月 21 日 中央教育審議会答申  
「今後の教員免許制度の在り方について」(抄)

Ⅲ 特別免許状の活用促進

4. 特別免許状の活用促進のための具体的方策

(2) 運用面での改善

① 社会人特別選考の実施の促進

各都道府県・指定都市の教員採用選考試験においては、現在、ほとんどの県市で教員免許状の所有を前提とした選考を実施しており、教員免許状を持たない社会人にとって教員採用の門戸はほとんど開かれていない。また、教員免許状を所有する社会人向けに、大学卒業後すぐに教職に就かず民間企業等に就職した者を対象とした社会人特別選考を実施している都県が存在するが、この場合、通常、教職の専門性を見るための学力試験が実施されている。仮に教員免許状を有する新卒者と同じ試験を社会人に対して実施した場合、社会人がたとえ教職に対する意欲、適性を有していたとしても、採用試験に合格することは非常に困難と考えられる。

このため、都道府県教育委員会等においては、社会人活用を促進するため、新卒者とは別の、例えばその者の民間企業等での勤務経験を適切に評価するような、社会人特別選考の実施を促進すべきであり、また、その中で教員免許状を持たない社会人に特別免許状の授与を前提とした特別選考の実施を検討すべきである。

17文科初第1183号  
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

殿

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷眞美

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」における教員採用、  
教員評価等に係る運用上の工夫及び留意点について（通知）

平成17年12月22日に、政府の「規制改革・民間開放推進会議」が取りまとめた「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において示された「具体的施策」については、最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとの閣議決定が行われました。

同答申においては、下記1.及び2.のとおり、教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革について提言されていることから、関係者の皆様にお知らせすることとしました。各位におかれましては、地域の実情等に  
応じて、別紙資料も参照しつつ、下記の事項にご留意いただくようお願いします。

あわせて、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、この通知の内容について周知願います。また、都道府県知事部局におかれては、域内の私立学校に対し、この通知の特別免許状に関する内容について周知願います。

なお、特別免許状の活用については、私立学校、国立学校においても十分ご留意いただくようお願いします。

## 記

### 1. 免許・採用制度改革～社会人経験者を含む多様な人材の確保・活用に向けて～

#### (1) 免許状を有しない者の採用選考の拡大

- 教員免許状を有する者を対象とする採用選考に加え、より多様な人材を学校教育に確保・活用するための方策として、教員採用選考において、教員免許状を有しない者も対象とし、合格した者には特別免許状を授与することを前提とした特別選考の積極的な活用を努めること。

なお、平成17年度教員採用選考試験において、すでいくつかの県で特別免許状の授与を前提とした特別選考（別紙1参照）が実施されているが、他の都道府県・指定都市又は学校法人等においても、積極的に上記の特別選考を活用されたい。

- 特別免許状について、制度の趣旨等について広く周知し、その活用促進を図る観点から、各任命権者においては、教員免許状を有しない者に対する特別選考の実施状況等、採用選考の状況について広く公表するよう努めること。
- 上記のような特別選考を実施する際には、幅広い多くの志願者が得られるよう、募集の趣旨等について、広く周知徹底に努めること。

#### (2) 特別免許状の活用の促進

下記の方途を講じることにより、特別免許状の一層の活用を努めること。

##### ① 適任者の幅広い情報収集

- 特定分野に秀でた能力を有する者の雇用が必要となった際に、推薦すべき者を迅速かつ適切に選出・雇用できるよう、日頃から幅広い発掘・把握に努めること。

その際、すでに、看護等の一部教科において教員免許状を有する者が不足している場合においては、適任者の情報収集等を行っている場合もあるが、非常勤講師の登録等を参考に、学校長等の任命権者・雇用者以

外の第三者からの推薦を活用するなど、免許状を有しない者に関する情報収集・把握に努めること。

② 授与権者と任命権者又は雇用者との間における教育職員検定に係る事務手続きの事前取決め

- 採用選考を実施し、その合格者に対して教育職員検定を実施する場合には、(ア) 採用選考時の提出書類をもって教育職員検定時の書類に代えることができることとする、(イ) 教育職員検定の際に行われる学識経験者の意見聴取事項についてあらかじめ取決めを行い、採用選考時に事前に聴取するなど、授与権者と任命権者又は雇用者との間で教育職員検定に係る事務手続きの事前取決めを行い、事務手続き上の負担を軽減することにより、特別免許状の活用促進に努めること。

- 特に私立学校においては、教員免許状を有しない志願者が、特別免許状の授与の申請が負担となることによって、事実上不利に扱われることのないように配慮するよう努めること。

なお、特別免許状授与のための教育職員検定を実施する際には、受検者の人物、学力、実務及び身体について、適切な検定を行うことが前提であることには変わりはない。

③ 他県の特別免許状を有する者に対する教育職員検定の弾力化

- 他県における勤務実績等の書類をもって、教育職員検定の際の提出書類等を一部免除するなど、他県の特別免許状を有する者に対する教育職員検定についての弾力的な取扱いに努めること。

④ 教育職員検定の透明性の確保

- 教育職員検定については、学識経験者からの意見聴取を含め、教育職員検定の合否基準等を公表するなど、教育職員検定の透明性の確保に努めること。

⑤ 小学校教員における特別免許状の授与の促進

- 小学校教員における特別免許状については、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科又は事項について授与する



ことができる（教育職員免許法第4条第6項第一号）こととなっているが、平成17年4月1日現在までの授与件数は2件であり、小学校においても特別免許状の積極的な活用に努めること。

その際、それぞれの教科に関する優れた知識経験・技能等があり、要件を満たす者であれば、同じ者に対して複数の特別免許状の授与を行うことも十分に可能であるので、留意されたい。

### （3）任期付き採用制度の活用

- 各地方公共団体においては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）に基づき、任命権者の判断で教職員を任期付きで任用でき、資質の高い教員に関しては、その経験等を考慮して、改めて選考を行うことにより任期の定めのない任用を行うことができるものであること。

### （4）教員採用における公正性の確保

- 教員の採用については、これまでも透明性・客観性が確保された採用選考を行うよう促しているが、受験者の関係者の中に、教育委員会関係者、学校関係者、自治体関係者などがいることが、採用に有利に働いているのではないかという懸念が一部にあることも念頭におきつつ、今後より一層、採用選考の透明性・客観性の確保に努めること。

その際、採用選考の客観性・公正性が損なわれることのないよう、それぞれが求める教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方法・基準を公表するとともに、また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を行える者を確保し、選考の過程で利害関係者による接触等を排除するなど、採用選考の透明性・客観性を高め、また厳正かつ公正な実施に努めることにより、教育に対する信頼の確保に努めること。

## 2. 教員任用・評価・処遇制度の改革～児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の実現に向けて～

### （1）児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立

- 学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫を

するよう努めること。

- 校長は、学校評価の一環として実施する授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による具体の評価結果を、教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会は学校教育の改善のため、それを適切に活用するよう努めること。

## (2) 校長評価制度の確立

- 児童生徒・保護者は学校に対して満足しているか、学校の平均的な学力水準が向上しているか、学校選択制導入以降に児童生徒が増えているか、生徒指導の取組が適切であるかどうか等、学校管理能力など校長の能力や実績を任命権者が客観的に評価する仕組みを早急に確立するよう努めること。

## (3) 条件付採用期間の厳格な制度運用

- 条件付採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、上記2.(1)による評価等を踏まえ、その厳正な運用に努めること。

## (4) 指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みの確立

- 全ての都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、現在、構築されている指導力不足教員に対する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みについて検証するとともに、取組が不十分な教育委員会においては、厳正な運用に努めること。
- 指導力不足教員のうち、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用の指針を任命権を有する教育委員会において策定するよう努めること。なお、別紙2「指導力不足教員に関する裁判事例」についても参照されたい。

(別紙1)

平成17年度公立学校教員採用選考試験における  
特別免許状の授与を前提とした社会人特別選考の実施例

【1 群馬県】

○ 社会人特別選考(平成16年度より)

(募集人員) 一般選考の採用見込数に含める。

(受験資格)

- i. 一般選考と同じ受験資格(年齢要件を除く)を有する昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者(満40歳以上50歳未満。一般選考は満40歳未満)。ただし、特別免許状の取得要件を満たす高等学校の農業、工業及び商業志願者は、普通免許状を要しない。
- ii. 現に民間企業等(ただし、公務員及び教育に関する事業を除く)に勤務する者で、平成17年3月末現在、継続して10年以上勤務し、出願する教科等に関する高度の専門的な知識若しくは技能又は勤務経験等を通して身に付けた優れた経営的能力を有する者

(選考試験)

第1次試験は、一般教養・教職に関する科目、小論文、実技試験及び面接を免除する。それ以外は一般選考と同じ。

【2 埼玉県】

○ 社会人特別選考〔高等学校〕(平成17年度より)

(募集人員) 一般選考の採用見込数に含める。

(受験資格)

高等学校の看護受験者で、以下の全てに該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格を有する者(満51歳未満)。ただし、看護の高等学校教諭普通免許状を有しない場合には、合格内定後、特別免許状関係書類の提出を要する。
- ii. 高等学校卒業以上の学歴を有する者
- iii. 国公立及び民間病院等において看護師(助産師、保健師を含む)として通算5年以上の勤務経験を有し、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められ、社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- iv. 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者

(選考試験)

第1次試験を免除する。

【3 三重県】

○ 社会人特別選考〔高等学校、盲・聾・養護学校〕(平成17年度より)

(募集人員) 若干名

(受験資格)

- i. 一般選考と同じ受験資格(教員資格条件を除く)を有する者  
(満40歳未満。一般選考と同じ)

- ii. 高等学校の看護又は盲・聾・養護学校の自立活動教諭（肢体不自由教育）の志願者
- iii. 民間企業・官公庁等において、継続して5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により出願する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- iv. 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- v. 教育職員免許状を有しない者

（選考試験）

一般選考と同じ試験の他、特別免許状を授与するのに必要な要件を満たすか否かの審査を行い、また第2次試験では作文も実施する。

#### 【4 奈良県】

##### ○ 社会人特別選考〔高等学校〕（募集のある年度のみ実施）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

公立学校以外の事業所等において現に職を有する社会人であり、かつ以下に該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は満40歳未満）。ただし、相当の普通免許状を所有しない場合は、以下の条件全てに該当する者。

ア 学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

イ 担当教科に関する専門的な知識・経験及び技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

※ この場合、合格後に特別免許状申請の手続が必要

- ii. 高等学校の工業（電気（情報系を含む））受験者

（選考試験）

出願時に自己推薦文(2,000字以内)を提出する。それ以外は一般選考と同じ。

#### 【5 香川県】

##### ○ 社会人特別選考（平成9年度より）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は35歳未満）。ただし、特別免許状の授与資格を有する場合に限り、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくとも受験できる。

- ii. 中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の志願者のうち、民間企業等（教育の事業を除く）において通算5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。

（選考試験）

第1次試験の筆記試験（総合教養）を免除する。ただし、出願教科・科目に関連した勤務経験についての内容を含む2,000字以内の自己アピールの作文を出願時に提出する。

(別紙 2)

指導力不足教員に関する裁判事例

○東京都江東区小学校教諭慰謝料請求上告事件

(平成 1 6 年 3 月 9 日最高裁)

○宮城県多賀城市立小学校教諭研修命令取消請求控訴事件

(平成 1 5 年 6 月 6 日仙台高裁)

## ○東京都江東区立小学校教諭慰謝料請求上告事件〈概要〉

平成16年3月9日 最高裁判所  
(平成15年12月24日 東京高裁)  
(平成15年7月11日 東京地裁)

### 〈事案の概要〉

東京都江東区立A小学校の教諭が、指導力不足、誤指導、生徒や保護者からの不信等を理由として、東京都教育委員会の「指導力不足に係る教員の取り扱いに関する要綱」に基づき江東区教育委員会から指導力ステップアップ研修を命じられたことに対して、区教委が発令した研修命令は違法であり、これにより精神的苦痛を被ったとして国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案。

### 〈判決要旨〉

上告することが許される事由に該当しない。

#### 【原審（東京高裁）における争点】

##### 1. 事実誤認について

教諭は、体育、水泳指導、林間学校、運動会における指導、授業中の指導力不足等について、校長等の供述等をそのまま採用するなど事実認定が誤っていると主張。

##### 2. 手続的違法について

教諭は、校長が区教委に提出する申請書を見る機会や反論する機会を与えられていないこと、また、都の判定委員会も非公開であり、判定の基準・過程とも不透明であること、また、研修命令に対する異議申立ての権利も認められていないことなどが手続的に違法であると主張。

## 【判決（抜粋）】

### 1. について

「 認定事実は関係各証拠に照らし、相当と認められるものであって、これを非難する控訴人の主張は採用できない。」

### 2. について

「 控訴人は、研修命令の発令までに校長が区教委に提出する申請書を見る機会を与えられなかったことから、これに反論する機会もなく、その評価の客観性を判断することもできないとか、判定委員会も非公開であり、判定の基準・過程とも不透明であって、研修命令に対し、異議申立ての権利さえ認められていないと主張する。

しかしながら、研修命令は、職務命令の一種に過ぎず、控訴人の身分、給与等に異動を生じさせるものではない（弁論の全趣旨）から、その取消しを求めるなど異議申立ての権利が認められていなくとも本人の公務員としての権利義務に影響はなく、不利益を与えるものではない。また、本人の資質、能力についての評価に対し、反論する機会がないことに不満があるとしても、この評価とこれに対する反論につきどのような手続を設けるかは、それぞれその事柄の性質に応じて制度設計を考えるべきものであり、本件において控訴人の主張するところによっても、研修命令が手続的に違法となるものではないと解すべきである。」

※ 判決文中の「控訴人」とは、本件で訴訟を提起した教諭を指す。

## ○宮城県多賀城市立小学校教諭研修命令取消請求控訴事件＜概要＞

平成15年6月6日 仙台高裁  
(平成15年2月17日 仙台地裁)

### ＜事案の概要＞

平成14年4月に、多賀城市教育委員会から長期特別研修命令を受けた教諭が、研修命令は違法である旨を主張して、当該研修命令の取消を求めた事案。

### ＜判決（抜粋）＞

「本件命令による研修期間は平成15年3月31日で満了し、現在、控訴人は、宮城県立A養護学校に勤務しており、本件研修を受講していないことは、当事者間に争いが無い。

上記事実によると、本件命令の効果は上記期間の経過によりなくなったものであり、また、本件命令による研修は、当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し、教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることによって学校教育の向上・充実に資することを目的とする宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱に基づくものであって、本件命令ないしこれに基づく研修を受けたことを理由として控訴人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないから、行政事件訴訟法9条の規定の適用上、控訴人は、本件命令の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないというべきである。そうすると、控訴人の本件訴えは不適法であり却下を免れない。」

※ 判決文中の「控訴人」とは、本件で訴訟を提起した教諭を指す。



平成18年7月11日 中央教育審議会答申  
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(抄)

Ⅱ. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

5. 採用、研修及び人事管理等の改善・充実

(1) 採用の改善・充実

－確かな資質能力を前提とした採用の一層の改善・工夫－

今後、教員の採用においては、養成段階において育成される確かな資質能力を前提として、求める教員像をより明確かつ具体的に示すとともに、それに合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫するなど、採用選考の一層の改善・工夫を図ることが必要である。

中長期的な視野から退職者数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うことが重要である。また、採用スケジュール全体の早期化を検討するとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

- 現在、教員の採用については、都道府県・指定都市の教育委員会において、人物評価を重視する方向で、採用選考の改善が進められている。今回、1. で述べたような教職課程の質的水準の向上を図るための取組を行うことにより、今後、養成段階で教員として必要な資質能力がこれまで以上に確実に育成されることとなる。このため、教員の採用においては、このような確かな資質能力を前提として、任命権者が求める教員像に照らして、より優れた資質能力を備えた人材を確保するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。
- 具体的には、現在、都道府県・指定都市の教育委員会においては、平成11年の教養審第三次答申を踏まえ、採用選考に当たり、求める教員像を示すなどの取組が行われているが、今後は、より明確かつ具体的な形で求める教員像を示すことが必要である。また、こうした教員像に合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫することが必要である。このため、面接試験や模擬授業、場面指導の実施等により、多面的な人物評価を一層充実することや、ボランティアやインターンシップ等の諸活動の実績を積極的に評価すること、教育実習や教職実践演習(仮称)をはじめとする教職課程の履修状況を適切に評価すること等について検討する必要がある。
- 今後、教員の大量採用時代を迎えることが見込まれることから、都道府県・指定都市の教育委員会においては、中長期的な視野から退職者数や子どもの数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うよう努めることが重要である。また、量及び質の両面で優れた教員を確保するため、募集から採用内定に至る採用スケジュール全体の早期化を図るとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用による社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用、任期付任用制度の活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

20文科初第495号  
平成20年7月10日

各都道府県教育委員会  
殿  
各指定都市教育委員会

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

教員の採用等における不正な行為の防止について（通知）

この度、大分県において、小学校の教員採用試験に関し、教育委員会事務局の職員及び校長等が贈収賄の容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生し、その他にも校長等への昇任について金券の授受が行われているという報道がなされるなど、県教育界の教職員が多数関わる深刻な問題となっております。

このような問題が発生したことは、児童生徒や保護者、住民などの公教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、極めて遺憾であります。

については、教育委員会における採用や昇任等の人事行政に関して、金銭の授受等の不正な行為が行われることのないよう、その在り方を十分に点検するとともに、関係職員の服務規律の維持を徹底し、保護者や住民の信頼を損なうことのないよう適正な人事行政の一層の確保をお願いします。

また、域内の市町村教育委員会に対しても、上記の旨を周知するよう併せてお願いします。

20初教職第22号  
平成20年12月24日

各都道府県・指定都市教育委員会  
教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長

大木高仁

平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について（通知）

このたび、平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」を作成いたしましたので、御参考まで送付します。

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」（平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知）、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」（平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知）等を踏まえ、採用選考の在り方を人物評価を重視する方向に、より一層移行させるよう、改善に取り組まれていると承知しております。

また、「教員の採用等における不正な行為の防止について」（平成20年度7月10日付け文科初第495号、初等中等教育局長通知）等を踏まえ、貴教育委員会において、教員採用等に対する児童生徒や保護者、住民などの信頼を得るべく、教員採用等の更なる改善を進めているものと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善を図られるようお願いします。

#### 記

1. 不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めることなど、教員採用選考等の更

なる改善を進め、地域の保護者や住民から不正を疑われることのないよう適正性を確保すること。

2. 筆記試験は一定程度の水準に達しているかどうかの判断に用い、面接試験や実技試験等の成績、社会経験等を総合的かつ適切に評価することにより、人物を重視し、教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。また、選考後においては、各選考段階について教育委員等による手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に努めること。

3. 「「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」における教員採用、教員評価等に係る運用上の工夫及び留意点について」（平成18年3月31日付け17文科初第1183号、初等中等教育局長通知）も踏まえ、個性豊かで多様な人材を確保するため、特別免許状を積極的に活用し、教員免許状を有しない者も採用選考の受験を可能とするよう努めること。

また、民間企業等での勤務経験のある社会人や、スポーツ・文化、青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する選考の実施に努めること。

さらに、資質の高い外国語科教員を採用するため、TOEIC、TOEFL、英検（例えば英検1級程度）など資格試験を活用することなど、採用選考の工夫について検討する必要があること。

4. 人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。

5. 人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時的任用教員、非常勤教員等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けると、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。なお、教職経験者の選考に当たっては、臨時的任用教員について優先権を与えることがないよう十分留意するなど、公平性、公正性、透明性の確保に努めること。

6. 豊かな体験を有する幅広い人材を確保するため、受験年齢制限の緩和を図るとともに、教員の年齢構成に配慮し採用者数の平準化を図るため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

7. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に平成19年10月31日付け厚生労働省発職高第1031001号により、厚生労働大臣から身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の適正実施について勧告を受けた教育委員会はもとより、法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考にするなどして、教職員全体での計画的な採用の改善に努めること。

また、教職員のうち、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、そうした配慮を実施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努めること。

なお、このことについては、文部科学省として、今後とも折りに触れてフォローアップ調査、ヒアリング等を継続的に実施する予定である。

8. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）により、小学校の教育課程に外国語活動が追加されるとともに、平成21年度より外国語活動を教育課程に加えることが可能となっていることから、小学校の採用選考においても外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動の追加に対応した教員採用の実施に努めること。

担当：初等中等教育局教職員課企画係

電話：03-6734-2456

# 平成23年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況について

## 1 概要

本調査は、平成22年度に66の各都道府県・指定都市教育委員会(以下「縣市」という)において実施された平成23年度公立学校教員採用選考試験(以下「平成23年度選考」という)の実施状況について、その概要を取りまとめたものである。

平成23年度選考の実施状況のポイントは、以下のとおりとなっている。

- ①受験者総数は178,380人で、前年度に比較して、11,633人(7.0%)の増加となっている。
- ②採用者総数は29,633人で、前年度に比較して、2,747人(10.2%)の増加となっている。
- ③競争率(倍率)は全体で6.0倍で、前年度に比較して0.2ポイント減少している。

## 2 受験者数について

### (1) 平成23年度選考における受験者数の状況(第1表、第3表)

受験者総数は178,380人で、前年度に比較して、11,633人(7.0%)の増加となっている。受験者数の内訳は以下のとおりであり、全ての校種において増加となっている。なお( )内は前年度に対する増減率である(以下同じ)。

・小学校	57,817人 (6.2%増)	・特別支援学校	8,939人 (10.5%増)
・中学校	63,125人 (6.9%増)	・養護教諭	9,552人 (3.5%増)
・高等学校	37,629人 (8.3%増)	・栄養教諭	1,318人 (9.7%増)

### (2) 受験者数の推移(第3表、図1)

受験者総数について過去の推移をみると、平成5年度から平成17年度までは、平成11年度選考で減少したことを除いて増加が続き、平成17年度以降は増減を繰り返して横ばいの傾向であったが、平成22年度からは増加している。

## 3 採用者数について

### (1) 平成23年度選考における採用者数の状況(第1表、第3表)

採用者総数は29,633人で、前年度に比較して、2,747人(10.2%)の増加となっている。採用者数の内訳は以下のとおりであり、栄養教諭を除き増加している。

・小学校	12,883人 (4.9%増)	・特別支援学校	2,533人 (7.1%増)
・中学校	8,068人 (18.5%増)	・養護教諭	1,095人 (11.5%増)
・高等学校	4,904人 (14.4%増)	・栄養教諭	150人 (6.8%減)

### (2) 採用者数の推移(第3表、図2)

採用者総数について過去の推移をみると、平成2年度から平成12年度まで減少が続き、平成13年度に増加に転じて以降、平成23年度まで増加が続いている。

## 4 競争率(倍率)について

### (1) 平成23年度選考における競争率(倍率)の状況(第1表、第3表)

競争率(倍率)は、全体で6.0倍であり、前年度の6.2倍から0.2ポイント減少している。試験区分別に見ると以下のとおりであり、小学校・特別支援学校・栄養教諭で増加、中学校・高等学校・養護教諭で減少している。

・小学校	4.5倍 (0.1ポイント増)	・特別支援学校	3.5倍(0.1ポイント増)
・中学校	7.8倍 (0.9ポイント減)	・養護教諭	8.7倍(0.7ポイント減)
・高等学校	7.7倍 (0.4ポイント減)	・栄養教諭	8.8倍(1.3ポイント増)

### (2) 競争率(倍率)の推移(第3表、図2)

競争率(倍率)について過去の推移をみると、平成4年度から12年度まで上昇が続き、平成13年度に低下に転じた。その後、低下傾向が続き、平成23年度も低下した。

## 5 各県市における受験者数、採用者数、競争率(倍率)の状況について(第2表)

受験者総数が多い県市は、以下のとおりとなっている。

①東京都	17,903人	②大阪府	9,745人	③愛知県	8,881人
④神奈川県	7,694人	⑤埼玉県	7,692人		

採用者総数が多い県市は、以下のとおりとなっている。

①東京都	3,117人	②大阪府	2,080人	③愛知県	1,648人
④埼玉県	1,451人	⑤千葉県	1,379人		

競争率(倍率)が高い県市は、以下のとおりとなっている。

①岩手県、宮崎県	13.6倍	②長崎県	13.3倍	③秋田県	11.8倍
④熊本県	11.5倍				

競争率(倍率)が低い県市は、以下のとおりとなっている。

①富山県	3.7倍	②岐阜県、大阪市	3.9倍	③堺市	4.0倍
④滋賀県	4.2倍	⑤浜松市	4.5倍		

## 6 受験者、採用者における女性の比率について(第4表)

受験者総数、及び採用者総数に占める女性の割合は、以下のとおりとなっている(養護教諭、栄養教諭を除く)。

- ・受験者 48.3% (0.9ポイント減)
- ・採用者 53.4% (1.3ポイント減)

採用者総数に占める女性の割合について過去の推移をみると、平成12年度から平成18年度まで増加が続き、平成19年度以降は増減を繰り返していたが、平成22年度から減少している。

## 7 受験者、採用者の学歴(出身大学等)別内訳について(第5表)

受験者の学歴別内訳は、以下のとおりとなっている。

・一般大学出身者	109,754人	65.5%
・教員養成大学・学部出身者	32,682人	19.5%
・大学院出身者	16,467人	9.8%
・短期大学等出身者	8,647人	5.2%

試験区分別に見ると、全ての区分において一般大学出身者が最も多く、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭のそれぞれ55.5%、72.2%、73.9%、62.3%、50.9%、70.2%を占めている。

採用者の学歴別内訳は、以下のとおりとなっている。

・一般大学出身者	14,760人	55.0%
・教員養成大学・学部出身者	8,461人	31.5%
・大学院出身者	2,904人	10.8%
・短期大学等出身者	708人	2.6%

試験区分別に見ると、すべての試験区分において一般大学出身者が最も多く、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭のそれぞれ49.1%、59.4%、63.2%、56.9%、49.6%、79.4%を占めている。

なお教員養成大学・学部については、試験区分別にそれぞれ41.6%、27.6%、14.1%、28.9%、27.4%、0.7%となっている。

学歴別の採用率(採用者数を受験者数で除したものを百分率で表したもので、受験者の何%が採用されたかを示す。以下同じ。)は以下のとおりとなっており、教員養成大学・学部出身者が他の出身者に比べて高い率で採用されている。

・教員養成大学・学部出身者	25.9%
・大学院出身者	17.6%
・一般大学出身者	13.4%
・短期大学等出身者	8.2%

## 8 受験者、採用者における新規学卒者等の比率について(第6表、図3)

受験者総数、及び採用者総数に占める新規学卒者の割合は、以下のとおりとなっている。

・受験者	29.9% (1.0ポイント増)
・採用者	32.0% (0.8ポイント増)

採用者総数に占める新規学卒者の割合について、過去の推移を見ると、平成5年度から平成14年度まで低下が続き、平成15年度に増加に転じて以降、平成17年度にわずかに減少した以外は、平成23年度まで増加が続いている。

採用率は以下のとおりとなっており、前年度同様新規学卒者が既卒者よりも高い率で



採用されている。

- ・新規学卒者 17.2%
- ・既卒者 15.6%

## 9 採用者における民間企業経験者等の人数及び比率について(第7表)

採用者に占める教職経験者、民間企業等勤務経験者の割合は以下のとおりとなっている。

- ・教職経験者 53.9% (0.4ポイント減)
- ・民間企業等勤務経験者 5.3% (0.6ポイント減)

なお教職経験者とは、採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）であり、民間企業等勤務経験者とは、採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験（いわゆるアルバイトの経験は除く）のあった者である。

第1表 応募者数、受験者数、採用者数、競争率

区分	応募者数	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	63,800	57,817	33,354	12,883	8,102	4.5
中学校	71,212	63,125	28,420	8,068	3,600	7.8
高等学校	42,506	37,629	13,702	4,904	1,843	7.7
特別支援学校	9,860	8,939	5,500	2,533	1,617	3.5
養護教諭	10,744	9,552	9,421	1,095	1,092	8.7
栄養教諭	1,649	1,318	1,250	150	145	8.8
計	199,771	178,380	91,647	29,633	16,399	6.0

- (注) 1. 採用者数は、平成23年6月1日までに採用された数である(以下同じ)。  
 2. 学校種の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照。以下同じ)。  
 3. 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる(第2表参照。以下同じ)。  
 4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している都道府県・指定都市の数値のみを集計したものである(第2表参照。以下同じ)。  
 5. 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である。

第2表 各県市別受験者数、採用者数、競争率

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		養護教諭		栄養教諭		計		競争率 (倍率)	区分
	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数		
1 北海道	2,042	339	2,123	232	1,515	105	435	97	325	17	120	11	6,560	801	6.3	1 北海道
2 青森県	574	31	585	46	589	68	251	35	108	13			2,107	193	10.9	2 青森県
3 岩手県	518	16	545	39	538	42	125	28	58	3	16	4	1,800	132	13.6	3 岩手県
4 宮城県	1,230	110	1,551	119	692	81			258	27	52	7	3,783	344	7.6	4 宮城県
5 秋田県	192	20	333	16	406	34	149	19	51	7			1,131	96	11.8	5 秋田県
6 山形県	406	87	475	50	358	30	79	26	75	6	25	1	1,418	200	7.1	6 山形県
7 福島県	779	77	862	54	1,107	96	301	52	214	25			3,263	304	10.7	7 福島県
8 茨城県	848	184	1,016	191	793	95	232	45	172	22	30	3	3,091	540	5.7	8 茨城県
9 栃木県	697	133	730	85	536	49	178	29	116	24			2,257	320	7.1	9 栃木県
10 群馬県	562	129	882	200	768	114	109	29	136	15			2,457	487	5.0	10 群馬県
11 埼玉県	2,444	647	2,519	329	2,350	266		145	351	44	28	20	7,692	1,451	5.3	11 埼玉県
12 千葉県	2,238	606	4,275	356		216	413	171	307	30			7,233	1,379	4.7	12 千葉県
13 東京都	5,961	1,590	9,769	793		389	1,210	254	963	91			17,903	3,117	5.7	13 東京都
14 神奈川県	2,203	441	2,211	241	2,710	350	294	176	276	24			7,694	1,232	5.5	14 神奈川県
15 新潟県	662	190	743	111	554	58		32	134	23	55	10	2,148	424	5.1	15 新潟県
16 富山県	353	137	651	70		42	59	41	66	17			1,129	307	3.7	16 富山県
17 石川県	633	162	911	81		60		37	83	10			1,627	350	4.6	17 石川県
18 福井県	1,177	37		64		32		23	49	6			1,226	162	7.6	18 福井県
19 山梨県	275	39	374	38	165	17	52	17	40	5	34	8	940	124	7.6	19 山梨県
20 長野県	800	111	779	94	700	92	120	25	135	7			2,534	329	7.7	20 長野県
21 岐阜県	757	271	665	166	660	129	235	46	162	20	26	3	2,505	635	3.9	21 岐阜県
22 静岡県	729	164	772	163	1,197	124	368	96	156	27			3,222	574	5.6	22 静岡県
23 愛知県	2,697	730	2,532	410	2,407	318	591	110	522	70	132	10	8,881	1,648	5.4	23 愛知県
24 三重県	882	206	869	135	776	125	66	14	211	26	69	7	2,873	513	5.6	24 三重県
25 滋賀県	585	207	585	118	344	32	169	55	74	15	27	2	1,784	429	4.2	25 滋賀県
26 京都府	829	181	777	130	902	73	206	47	109	11	46	2	2,869	444	6.5	26 京都府
27 大阪府	2,909	774	2,894	591	3,166	602	217	43	443	61	116	9	9,745	2,080	4.7	27 大阪府
28 兵庫県	2,257	454	1,744	279	1,935	239	290	85	401	38	63	5	6,690	1,100	6.1	28 兵庫県
29 奈良県	850	219	762	128	477	60	121	38	84	10	51	3	2,345	458	5.1	29 奈良県
30 和歌山県	549	126	548	76	560	76	98	29	86	3			1,841	310	5.9	30 和歌山県
31 鳥取県	305	50	400	17	98	5	100	14	49	4			952	90	10.6	31 鳥取県
32 島根県	381	81	354	29	323	20	91	17	75	16	21	2	1,245	165	7.5	32 島根県
33 岡山県	973	181	996	83	697	76		58	179	29			2,845	427	5.2	33 岡山県
34 広島県	959	192	1,111	97	919	82	178	61	189	9			3,356	441	5.2	34 広島県
35 山口県	433	121	453	55	406	52	27	5	117	20			1,436	253	5.7	35 山口県
36 徳島県	501	93	379	40	374	27	79	17	134	17			1,467	194	7.6	36 徳島県
37 香川県	470	133	414	62	344	59	70	18	84	15	27	6	1,409	293	4.8	37 香川県
38 愛媛県	480	70	427	43	506	50	52	16	111	20	47	9	1,623	208	7.8	38 愛媛県
39 高知県	313	57	418	61	362	23	83	17	59	11	46	11	1,281	180	7.1	39 高知県
40 福岡県	1,131	196	1,006	78	1,343	71		7	169	7			3,649	359	10.2	40 福岡県
41 佐賀県	328	48	395	52	466	38	58	8	76	12			1,323	158	8.4	41 佐賀県
42 長崎県	575	42	540	35	532	41	149	15	102	10			1,898	143	13.3	42 長崎県
43 熊本県	880	95	745	52	858	70	157	20	191	10		4	2,888	251	11.5	43 熊本県
44 大分県	474	65	498	40	598	35	143	15	84	14			1,797	169	10.6	44 大分県
45 宮崎県	473	41	533	35	391	25	137	15	115	5			1,649	121	13.6	45 宮崎県
46 鹿児島県	1,016	109	821	65	887	58		40	211	16	86	3	3,021	291	10.4	46 鹿児島県
47 沖縄県	1,481	250	1,029	108	1,844	94	252	35	254	25			4,860	512	9.5	47 沖縄県
48 札幌市		138		57		4			33					234	(6.3)	48 札幌市
49 仙台市		93		55					1					154	(7.6)	49 仙台市
50 さいたま市	548	135	489	61					61				1,098	204	5.4	50 さいたま市
51 千葉市		104		57				7		3				171	(4.7)	51 千葉市
52 川崎市	895	139	692	58	35	9		2	53	7			1,675	215	7.8	52 川崎市
53 横浜市	1,678	364	1,563	276		6	205	55	213	19			3,659	720	5.1	53 横浜市
54 相模原市		99		57						4				160	(5.5)	54 相模原市
55 新潟市	128	20	121	10					29	6			278	36	7.7	55 新潟市
56 静岡市	171	43	182	34					34	3			387	80	4.8	56 静岡市
57 浜松市	233	63	283	54					41	6			557	123	4.5	57 浜松市
58 名古屋市	851	193	1,328	172			87	18	155	13			2,421	396	6.1	58 名古屋市
59 京都市	843	177	838	96	156	7	88	16	55	9	30	3	2,010	308	6.5	59 京都市
60 大阪市	971	265	897	255	173	14	329	115	203	28	50	1	2,623	678	3.9	60 大阪市
61 堺市	587	178	526	104			19	5	51	10	26	2	1,209	299	4.0	61 堺市
62 神戸市	897	173	939	133	36	6	43	16	123	14	38	1	2,076	343	6.1	62 神戸市
63 岡山市		81		29						6				116	(5.2)	63 岡山市
64 広島市		128		63			9		4	5				209	(5.2)	64 広島市
65 北九州市	356	98	392	56			58	10	57	6			863	170	5.1	65 北九州市
66 福岡市	848	150	874	84	76	9	166	29	113	7			2,077	279	7.4	66 福岡市
合計	57,817	12,883	63,125	8,068	37,629	4,904	8,939	2,533	9,552	1,095	1,318	150	178,380	29,633	6.0	

(注) 1. 各校種別受験者数、採用者数が空欄となっているのは、次の理由による。  
 i. 札幌市、仙台市、千葉市、相模原市及び広島市は、選考試験を北海道、宮城県、千葉県、神奈川県及び広島県と共同で実施するため、受験者数はそれぞれの道府県の欄に含まれている。  
 ii. 岡山市は平成21年4月1日から政令指定都市となったため、採用選考は岡山県にて実施している。  
 iii. 福井県は、学校種別による試験区分がないため、中・高・特別支援学校の受験者数は、小学校に一括記入している。  
 iv. 上記以外の高等学校の受験者数の空欄については、高等学校の試験区分をせず、主に、中学校と一括して選考試験を実施しているか、中学校受験者から採用しているため、中学校に一括記入している。  
 v. 特別支援学校の受験者数については、当該学校の試験区分をせず、主に小・中・高等学校の試験区分に含み、各名簿登録者から採用している県市がある。その場合、小・中・高の受験者には、特別支援学校の受験者も含まれる。  
 2. 上記の空欄のほか、採用者数の一部に他の試験区分で受験し当該校種に採用された者が含まれている欄がある。  
 3. 競争率が( )で表示されている指定都市については、それを包含する都道府県と合同で選考試験を実施しているため、それぞれの採用者数を合算して競争率を算出しており、その数値は県と同値となっている。

第3表 公立学校教員の受験者及び採用者の推移

区分	年度	受験者数 (A)		採用者数 (B)		競争率 (A) / (B)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	14	49,437	(32,143)	7,787	(4,714)	6.3
	15	50,139	(32,878)	9,431	(5,890)	5.3
	16	50,446	(33,163)	10,483	(6,745)	4.8
	17	51,973	(32,661)	11,522	(7,431)	4.5
	18	51,763	(32,113)	12,430	(8,128)	4.2
	19	53,398	(32,211)	11,588	(7,527)	4.6
	20	53,061	(31,353)	12,372	(7,879)	4.3
	21	51,804	(30,125)	12,437	(7,932)	4.2
	22	54,418	(31,783)	12,284	(7,762)	4.4
	23	57,817	(33,354)	12,883	(8,102)	4.5
中学校	14	46,574	(25,754)	3,871	(1,905)	12.0
	15	50,057	(27,477)	4,226	(2,058)	11.8
	16	53,871	(29,339)	4,572	(2,232)	11.8
	17	59,845	(30,783)	5,100	(2,543)	11.7
	18	59,879	(30,179)	5,118	(2,527)	11.7
	19	60,527	(29,215)	6,170	(3,115)	9.8
	20	58,647	(27,341)	6,470	(3,079)	9.1
	21	56,568	(25,511)	6,717	(3,258)	8.4
	22	59,060	(27,140)	6,807	(3,097)	8.7
	23	63,125	(28,420)	8,068	(3,600)	7.8
高等学校	14	42,349	(17,559)	3,044	(1,195)	13.9
	15	42,413	(17,287)	3,051	(1,114)	13.9
	16	42,206	(16,634)	2,985	(1,049)	14.1
	17	38,581	(14,977)	2,754	(1,064)	14.0
	18	35,593	(13,677)	2,674	(1,020)	13.3
	19	36,445	(13,863)	2,563	(1,010)	14.2
	20	33,895	(12,438)	3,139	(1,243)	10.8
	21	33,371	(12,447)	3,567	(1,401)	9.4
	22	34,748	(12,740)	4,287	(1,686)	8.1
	23	37,629	(13,702)	4,904	(1,843)	7.7
小計	14	138,360	(75,456)	14,702	(7,814)	9.4
	15	142,609	(77,642)	16,708	(9,062)	8.5
	16	146,523	(79,136)	18,040	(10,026)	8.1
	17	150,399	(78,421)	19,376	(11,038)	7.8
	18	147,235	(75,969)	20,222	(11,675)	7.3
	19	150,370	(75,289)	20,321	(11,652)	7.4
	20	145,603	(71,132)	21,981	(12,201)	6.6
	21	141,743	(68,083)	22,721	(12,591)	6.2
	22	148,226	(71,663)	23,378	(12,545)	6.3
	23	158,571	(75,476)	25,855	(13,545)	6.1
特別支援学校	14	5,617	(3,831)	1,278	(791)	4.4
	15	5,703	(3,908)	1,399	(890)	4.1
	16	6,094	(4,191)	1,525	(984)	4.0
	17	5,908	(4,124)	1,486	(1,027)	4.0
	18	6,012	(4,011)	1,480	(1,001)	4.1
	19	6,215	(4,036)	1,413	(946)	4.4
	20	6,827	(4,215)	1,939	(1,274)	3.5
	21	7,322	(4,647)	2,104	(1,422)	3.5
	22	8,092	(5,171)	2,365	(1,537)	3.4
	23	8,939	(5,500)	2,533	(1,617)	3.5
養護教諭	14	7,000	(6,970)	708	(707)	9.9
	15	7,312	(7,258)	694	(694)	10.5
	16	7,740	(7,671)	749	(748)	10.3
	17	8,086	(7,893)	744	(744)	10.9
	18	8,196	(7,913)	835	(833)	9.8
	19	8,362	(7,964)	840	(836)	10.0
	20	8,611	(8,232)	886	(885)	9.7
	21	8,989	(8,673)	973	(970)	9.2
	22	9,228	(9,083)	982	(975)	9.4
	23	9,552	(9,421)	1,095	(1,092)	8.7
栄養教諭	19	304	(299)	73	(73)	4.2
	20	259	(240)	44	(43)	5.9
	21	820	(776)	99	(98)	8.3
	22	1,201	(1,115)	161	(158)	7.5
	23	1,318	(1,250)	150	(145)	8.8
総計	14	150,977	(86,257)	16,688	(9,312)	9.0
	15	155,624	(88,808)	18,801	(10,646)	8.3
	16	160,357	(90,998)	20,314	(11,758)	7.9
	17	164,393	(90,438)	21,606	(12,809)	7.6
	18	161,443	(87,893)	22,537	(13,509)	7.2
	19	165,251	(87,588)	22,647	(13,507)	7.3
	20	161,300	(83,819)	24,850	(14,403)	6.5
	21	158,874	(82,179)	25,897	(15,081)	6.1
	22	166,747	(87,032)	26,886	(15,215)	6.2
		23	178,380	(91,647)	29,633	(16,399)

(注) 1. ( ) 内は内数で女性を示す。

2. 横浜市は平成17～21年度間、受験者の男女数を把握していないため、平成17～21年度間の受験者数の女性(内数)には横浜市の女性の受験者数は含まれない。

第4表 受験者数、採用者数における女性数及び女性の比率

区 分	受験者			採用者		
	全体	女性（内数）	女性の比率（%）	全体	女性（内数）	女性の比率（%）
小学校	57,817 (54,418)	33,354 (31,783)	57.7% (58.4%)	12,883 (12,284)	8,102 (7,762)	62.9% (63.2%)
中学校	63,125 (59,060)	28,420 (27,140)	45.0% (46.0%)	8,068 (6,807)	3,600 (3,097)	44.6% (45.5%)
高等学校	37,629 (34,748)	13,702 (12,740)	36.4% (36.7%)	4,904 (4,287)	1,843 (1,686)	37.6% (39.3%)
特別支援 学校	8,939 (8,092)	5,500 (5,171)	61.5% (63.9%)	2,533 (2,365)	1,617 (1,537)	63.8% (65.0%)
計	167,510 (156,318)	80,976 (76,834)	48.3% (49.2%)	28,388 (25,743)	15,162 (14,082)	53.4% (54.7%)

- (注) 1. ( ) 内は、前年度の数値である。  
 2. ほぼ全員が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。

第5表 受験者、採用者の学歴別内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	教員養成 大学・学部	人数	17,165 (16,581)	8,800 (8,279)	3,296 (3,094)	2,017 (1,958)	1,394 (1,346)	10 (0)	32,682 (31,258)
		比率	31.9% (33.7%)	14.7% (15.3%)	9.4% (9.7%)	23.7% (25.4%)	15.3% (15.9%)	0.8% (0.0%)	19.5% (20.5%)
	一般大学	人数	29,899 (26,131)	43,078 (38,506)	25,984 (23,223)	5,294 (4,666)	4,637 (4,027)	862 (679)	109,754 (97,232)
		比率	55.5% (53.1%)	72.2% (71.3%)	73.9% (72.7%)	62.3% (60.5%)	50.9% (47.6%)	70.2% (64.7%)	65.5% (63.8%)
	短期大学等	人数	3,416 (3,477)	1,725 (1,668)	104 (132)	266 (261)	2,812 (2,884)	324 (337)	8,647 (8,759)
		比率	6.3% (7.1%)	2.9% (3.1%)	0.3% (0.4%)	3.1% (3.4%)	30.9% (34.1%)	26.4% (32.1%)	5.2% (5.7%)
	大学院	人数	3,393 (3,058)	6,090 (5,583)	5,771 (5,504)	921 (826)	260 (207)	32 (33)	16,467 (15,211)
		比率	6.3% (6.2%)	10.2% (10.3%)	16.4% (17.2%)	10.8% (10.7%)	2.9% (2.4%)	2.6% (3.1%)	9.8% (10.0%)
	計	人数	53,873 (49,247)	59,693 (54,036)	35,155 (31,953)	8,498 (7,711)	9,103 (8,464)	1,228 (1,049)	167,550 (152,460)
	採用者	教員養成 大学・学部	人数	4,885 (4,501)	1,989 (1,683)	605 (471)	703 (680)	278 (250)	1 (0)
比率			41.6% (41.0%)	27.6% (27.3%)	14.1% (12.2%)	28.9% (31.1%)	27.4% (27.7%)	0.7% (0.0%)	31.5% (31.3%)
一般大学		人数	5,772 (5,446)	4,274 (3,690)	2,713 (2,449)	1,386 (1,178)	503 (416)	112 (83)	14,760 (13,262)
		比率	49.1% (49.6%)	59.4% (59.8%)	63.2% (63.2%)	56.9% (53.8%)	49.6% (46.1%)	79.4% (55.0%)	55.0% (54.6%)
短期大学等		人数	342 (348)	69 (93)	10 (25)	63 (76)	199 (212)	25 (58)	708 (812)
		比率	2.9% (3.2%)	1.0% (1.5%)	0.2% (0.6%)	2.6% (3.5%)	19.6% (23.5%)	17.7% (38.4%)	2.6% (3.3%)
大学院		人数	746 (686)	869 (706)	968 (928)	283 (254)	35 (25)	3 (10)	2,904 (2,609)
		比率	6.4% (6.2%)	12.1% (11.4%)	22.5% (24.0%)	11.6% (11.6%)	3.4% (2.8%)	2.1% (6.6%)	10.8% (10.8%)
計		人数	11,745 (10,981)	7,201 (6,172)	4,296 (3,873)	2,435 (2,188)	1,015 (903)	141 (151)	26,833 (24,268)
採用率(%)		教員養成 大学・学部		28.5% (27.1%)	22.6% (20.3%)	18.4% (15.2%)	34.9% (34.7%)	19.9% (18.6%)	10.0% (-)
	一般大学		19.3% (20.8%)	9.9% (9.6%)	10.4% (10.5%)	26.2% (25.2%)	10.8% (10.3%)	13.0% (12.2%)	13.4% (13.6%)
	短期大学等		10.0% (10.0%)	4.0% (5.6%)	9.6% (18.9%)	23.7% (29.1%)	7.1% (7.4%)	7.7% (17.2%)	8.2% (9.3%)
	大学院		22.0% (22.4%)	14.3% (12.6%)	16.8% (16.9%)	30.7% (30.8%)	13.5% (12.1%)	9.4% (30.3%)	17.6% (17.2%)
	計		21.8% (22.3%)	12.1% (11.4%)	12.2% (12.1%)	28.7% (28.4%)	11.2% (10.7%)	11.5% (14.4%)	16.0% (15.9%)

- (注) 1. ( )内は前年度の数値である。  
 2. 採用率(%)=採用者数/受験者数(以下同じ)。  
 3. 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。  
 4. 「短期大学等」には、短期大学、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。  
 5. 大阪府は受験者・採用者の学歴等を把握していないため、大阪府の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。  
 6. 横浜市は、受験者・採用者の学歴等の集計方法が本調査と異なるため、横浜市の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。  
 7. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第6表 受験者数、採用者数における新規学卒者・既卒者の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	新規学卒者	人数	17,119 (15,005)	19,454 (17,214)	9,759 (8,511)	1,594 (1,442)	2,621 (2,477)	678 (575)	51,225 (45,224)
		比率	30.8% (29.4%)	31.8% (30.8%)	27.8% (26.6%)	18.3% (18.3%)	28.1% (28.3%)	55.2% (54.8%)	29.9% (28.9%)
	既卒者	人数	38,432 (36,077)	41,802 (38,642)	25,396 (23,442)	7,109 (6,448)	6,695 (6,267)	550 (474)	119,984 (111,350)
		比率	69.2% (70.6%)	68.2% (69.2%)	72.2% (73.4%)	81.7% (81.7%)	71.9% (71.7%)	44.8% (45.2%)	70.1% (71.1%)
	計	人数	55,551 (51,082)	61,256 (55,856)	35,155 (31,953)	8,703 (7,890)	9,316 (8,744)	1,228 (1,049)	171,209 (156,574)
	採用者	新規学卒者	人数	4,756 (4,408)	2,207 (1,857)	998 (808)	530 (494)	257 (223)	59 (38)
比率			39.3% (38.4%)	29.5% (29.1%)	23.2% (20.8%)	21.3% (22.3%)	24.9% (24.1%)	41.8% (25.2%)	32.0% (31.2%)
既卒者		人数	7,353 (7,084)	5,270 (4,530)	3,304 (3,080)	1,960 (1,723)	777 (704)	82 (113)	18,746 (17,234)
		比率	60.7% (61.6%)	70.5% (70.9%)	76.8% (79.2%)	78.7% (77.7%)	75.1% (75.9%)	58.2% (74.8%)	68.0% (68.8%)
計		人数	12,109 (11,492)	7,477 (6,387)	4,302 (3,888)	2,490 (2,217)	1,034 (927)	141 (151)	27,553 (25,062)
採用率 (%)		新規学卒者	27.8% (29.4%)	11.3% (10.8%)	10.2% (9.5%)	33.2% (34.3%)	9.8% (9.0%)	8.7% (6.6%)	17.2% (17.3%)
	既卒者	19.1% (19.6%)	12.6% (11.7%)	13.0% (13.1%)	27.6% (26.7%)	11.6% (11.2%)	14.9% (23.8%)	15.6% (15.5%)	
	計	21.8% (22.5%)	12.2% (11.4%)	12.2% (12.2%)	28.6% (28.1%)	11.1% (10.6%)	11.5% (14.4%)	16.1% (16.0%)	

- (注) 1. ( ) 内は、前年度の数値である。  
 2. 採用率 (%) = 採用者数 / 受験者数。  
 3. 大阪府は受験者・採用者の学歴等を把握していないため、大阪府の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。  
 4. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第7表 採用者における民間企業経験者等の数及び比率

区分	採用者				
	全体	教職経験者 (内数)	教職経験者の 比率 (%)	民間企業等勤務経験者 (内数)	民間企業等勤務経験者 の比率 (%)
小学校	11,209 (10,463)	5,377 (5,016)	48.0% (47.9%)	485 (504)	4.3% (4.8%)
中学校	6,908 (5,942)	3,753 (3,304)	54.3% (55.6%)	354 (356)	5.1% (6.0%)
高等学校	3,876 (3,591)	2,433 (2,281)	62.8% (63.5%)	294 (308)	7.6% (8.6%)
特別支援 学校	2,239 (2,011)	1,459 (1,310)	65.2% (65.1%)	146 (123)	6.5% (6.1%)
養護教諭	981 (881)	587 (515)	59.8% (58.5%)	55 (67)	5.6% (7.6%)
栄養教諭	137 (151)	43 (75)	31.4% (49.7%)	12 (9)	8.8% (6.0%)
計	25,350 (23,039)	13,652 (12,501)	53.9% (54.3%)	1,346 (1,367)	5.3% (5.9%)

- (注) 1. 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）をいう。  
 2. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。  
 3. ( ) 内は、前年度の数値である。  
 4. 採用率 (%) = 採用者数 / 受験者数。  
 5. 神奈川県、大阪府、熊本県は、採用選考において採用者の職歴等を把握していないため、当該府県市の採用者数除いた人数を基に計算している。  
 6. 横浜市は、採用選考における採用者の職歴等の集計方法が本調査と異なるため、横浜市の採用者数を除いた人数を基に計算している。



図1 受験者数の推移

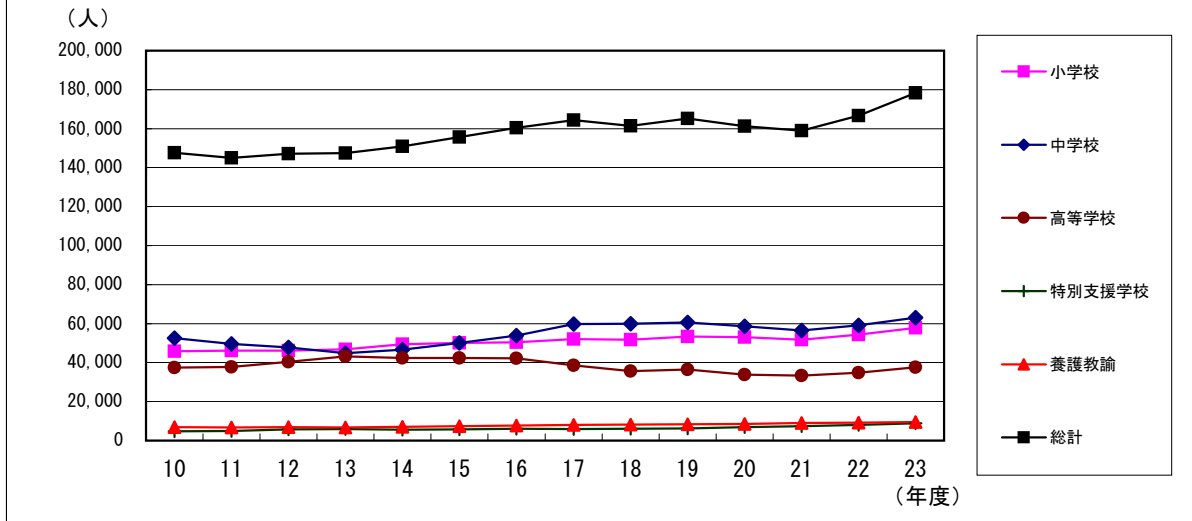


図2 採用者数及び競争率（倍率）の推移

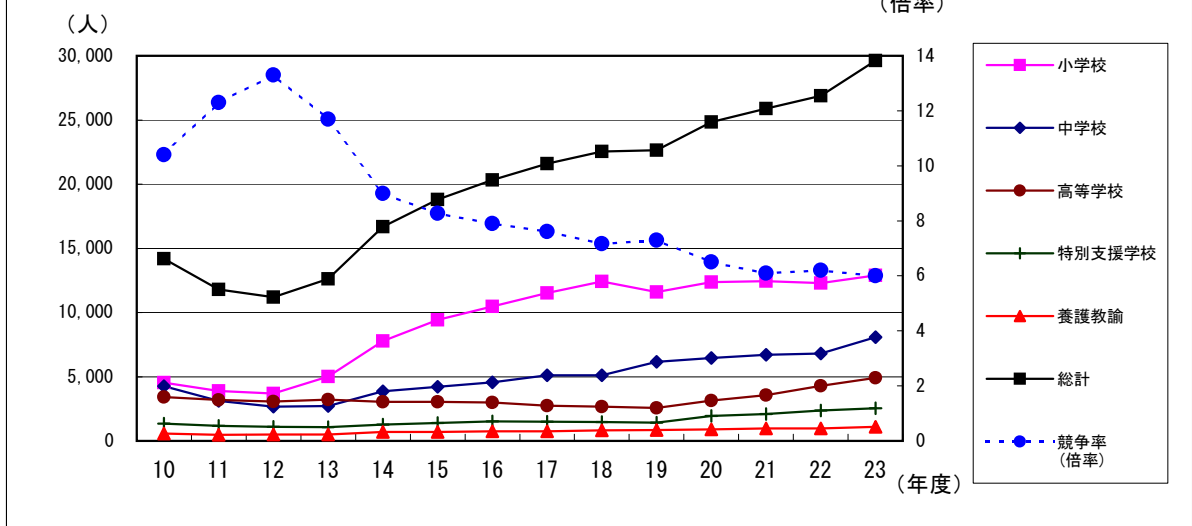
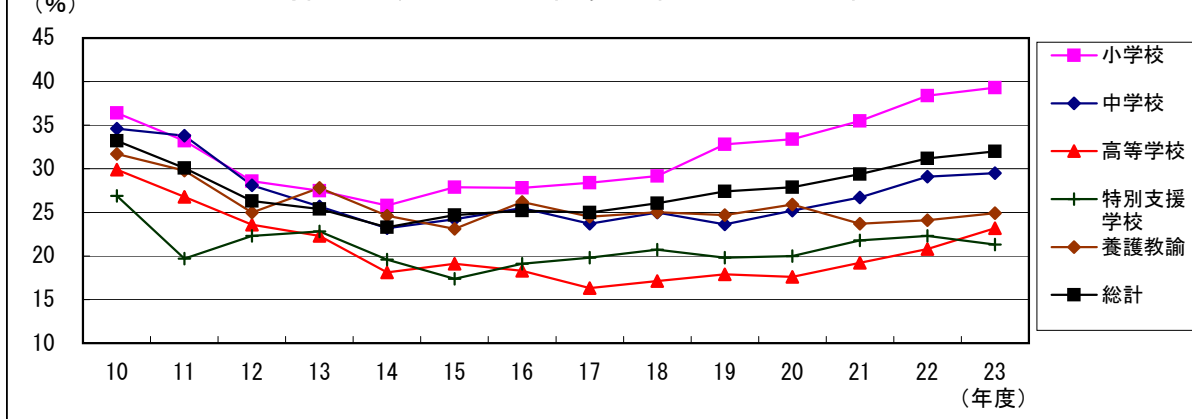
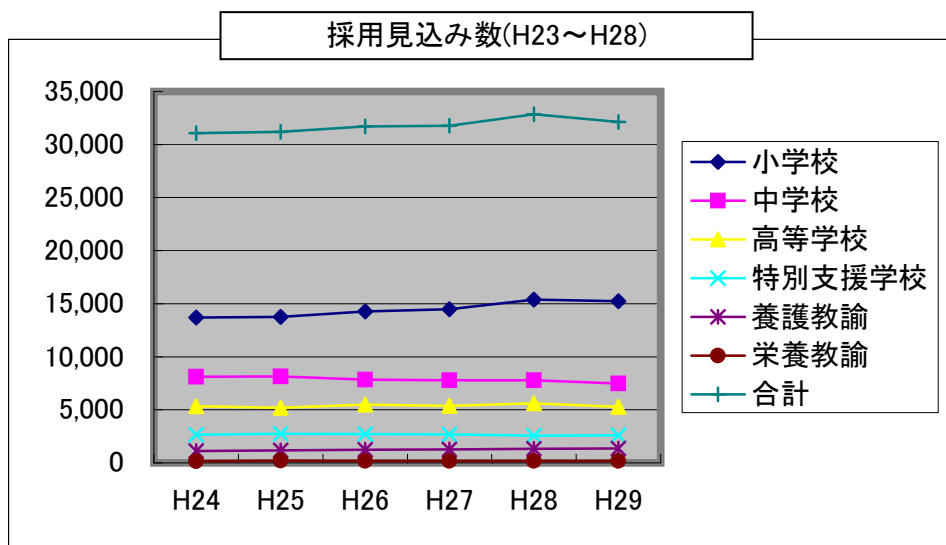


図3 採用者数に占める新規学卒者の比率の推移



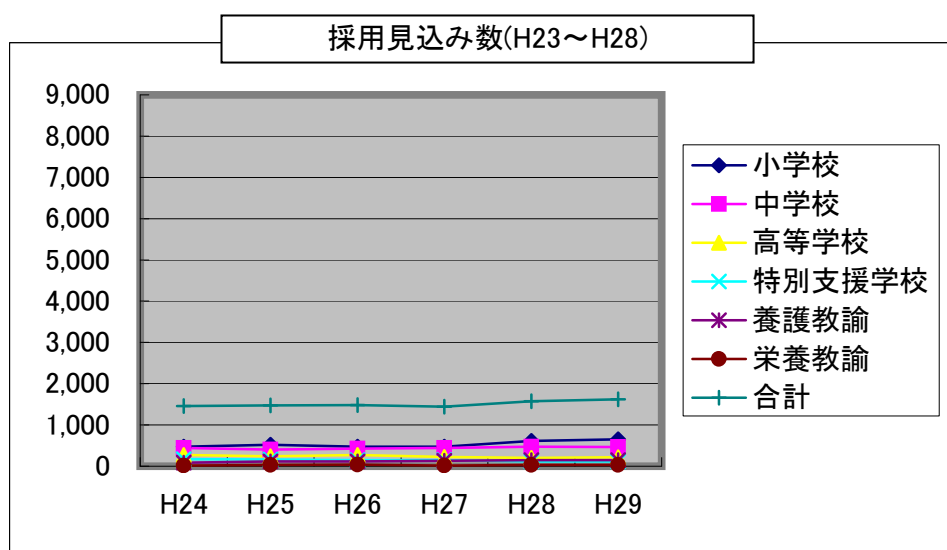
参考1 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(全国)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	13,701	13,753	14,270	14,486	15,403	15,246
中学校	8,108	8,141	7,849	7,785	7,779	7,494
高等学校	5,349	5,175	5,477	5,381	5,601	5,278
特別支援学校	2,649	2,746	2,707	2,687	2,571	2,592
養護教諭	1,105	1,168	1,222	1,264	1,328	1,353
栄養教諭	161	207	184	170	176	178
合計	31,073	31,190	31,709	31,773	32,858	32,141



参考2 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(北海道・北東北)

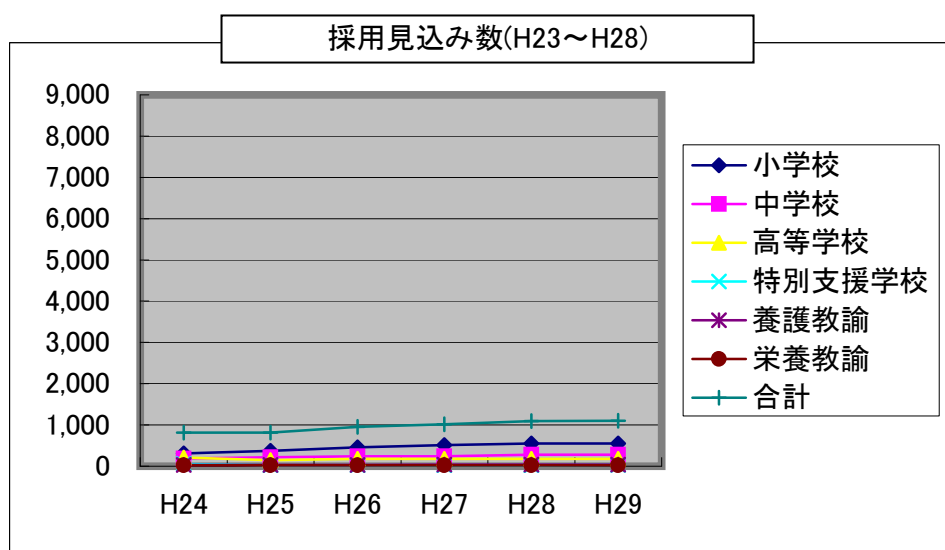
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	474	518	476	476	612	651
中学校	443	404	429	444	471	462
高等学校	273	243	274	224	202	217
特別支援学校	170	162	146	148	117	117
養護教諭	82	115	118	131	144	148
栄養教諭	17	34	36	18	30	30
合計	1,459	1,476	1,479	1,441	1,576	1,625



※北海道・北東北・・・北海道・青森県・岩手県・秋田県

参考3 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(南東北)

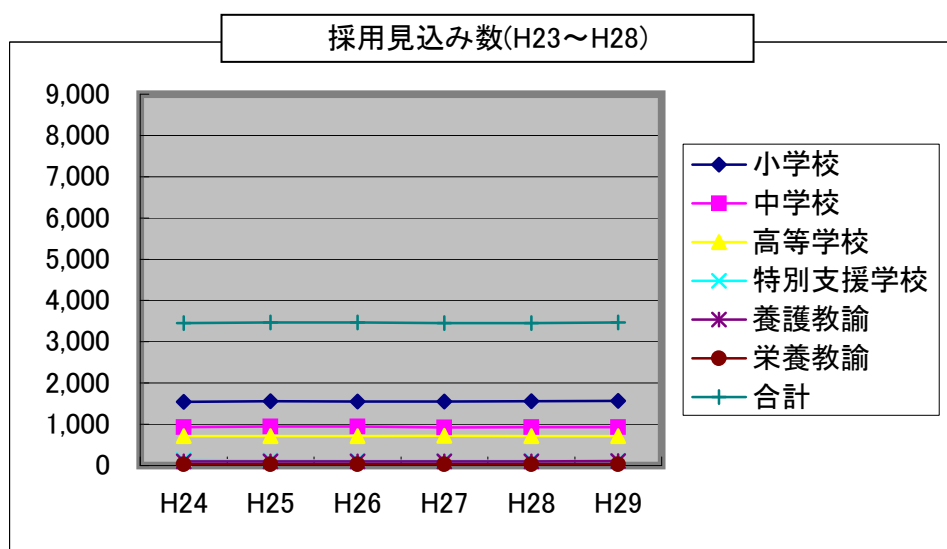
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	310	370	460	510	550	550
中学校	190	220	240	240	280	280
高等学校	210	150	180	180	180	180
特別支援学校	55	25	25	25	25	30
養護教諭	29	29	31	38	38	38
栄養教諭	20	22	21	21	21	21
合計	814	816	957	1,014	1,094	1,099



※南東北・・・宮城県・山形県・福島県

参考4 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(北関東)

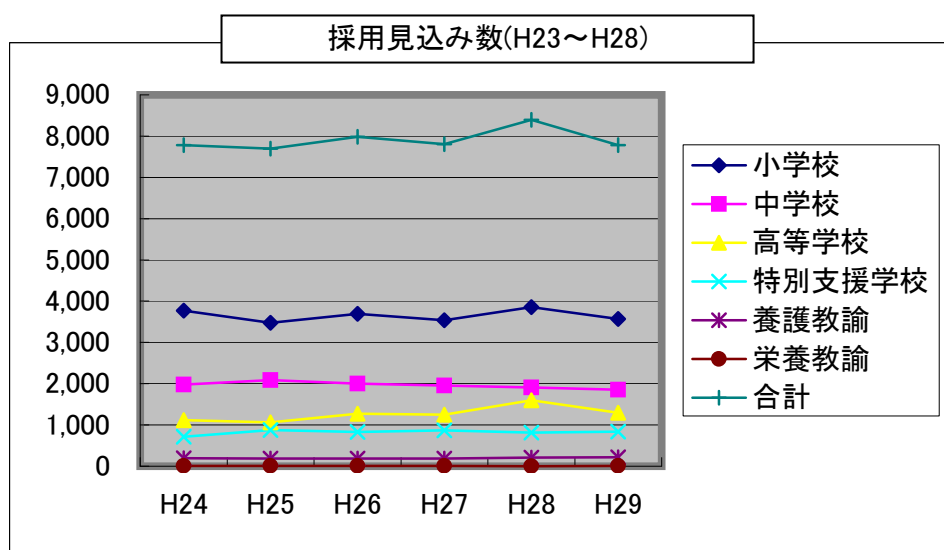
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	1,544	1,559	1,554	1,554	1,559	1,564
中学校	933	948	948	924	929	934
高等学校	710	710	715	725	715	715
特別支援学校	135	125	120	120	120	120
養護教諭	100	98	101	104	103	108
栄養教諭	30	29	29	29	29	29
合計	3,452	3,469	3,467	3,456	3,455	3,470



※北関東・・・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・長野県

参考5 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(南関東)

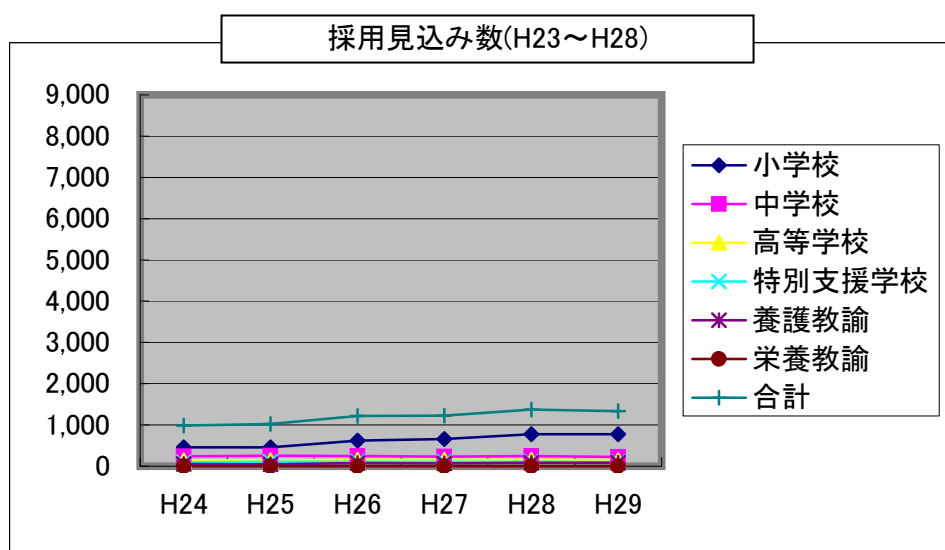
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	3,767	3,474	3,696	3,536	3,857	3,570
中学校	1,975	2,087	2,000	1,956	1,911	1,857
高等学校	1,120	1,064	1,271	1,246	1,601	1,297
特別支援学校	717	876	830	869	811	841
養護教諭	197	189	186	190	208	216
栄養教諭	5	4	4	5	3	4
合計	7,781	7,694	7,987	7,802	8,391	7,785



※南関東・・・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県

参考6 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(北陸)

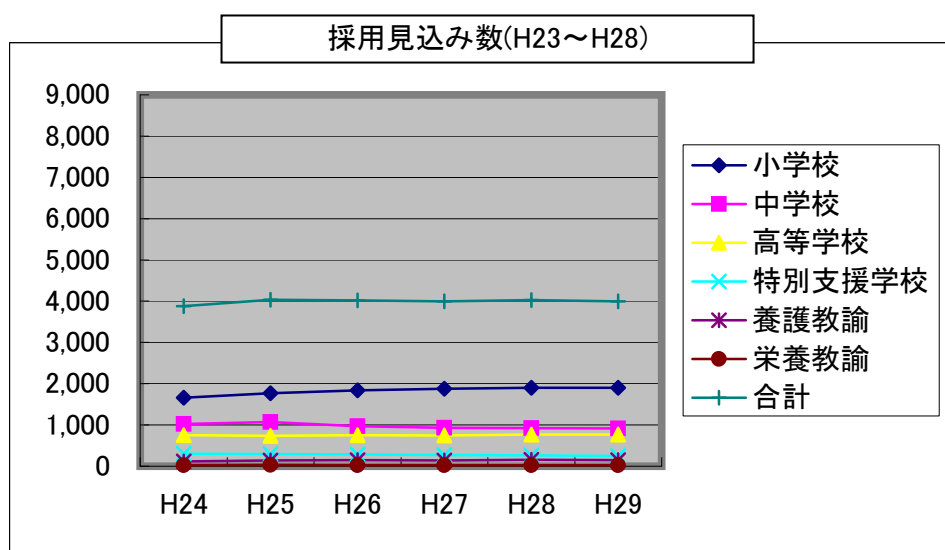
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	458	461	623	658	776	774
中学校	241	253	250	230	248	223
高等学校	137	147	157	157	157	147
特別支援学校	96	110	110	110	106	100
養護教諭	53	48	76	73	84	86
栄養教諭	2	2	2	1	1	2
合計	987	1,021	1,218	1,229	1,372	1,332



※北陸・・・新潟県・富山県・石川県・福井県

参考7 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(東海)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	1,662	1,767	1,837	1,877	1,897	1,897
中学校	1,028	1,068	973	933	923	913
高等学校	749	735	755	745	765	765
特別支援学校	302	295	285	275	262	252
養護教諭	119	142	147	143	159	149
栄養教諭	21	31	20	24	22	22
合計	3,881	4,038	4,017	3,997	4,028	3,998

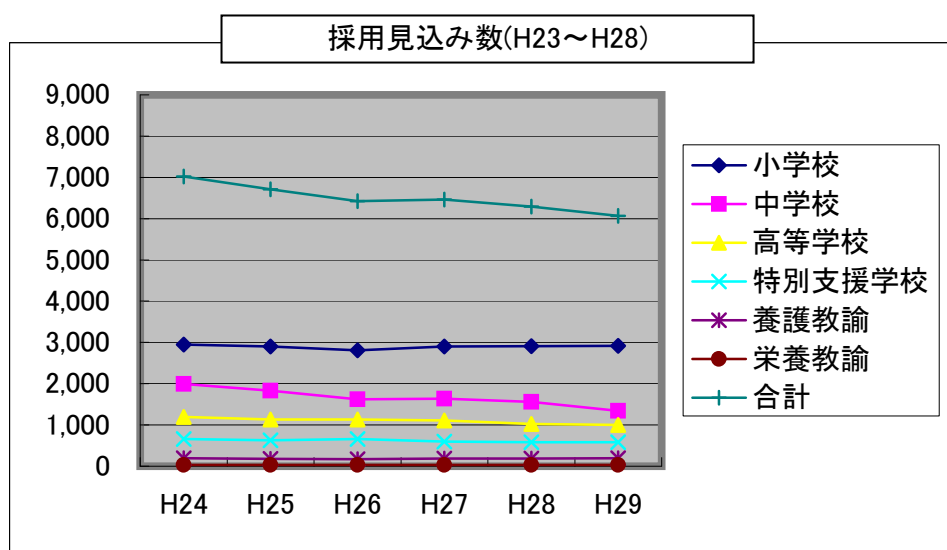


東海・・・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県



参考8 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(近畿)

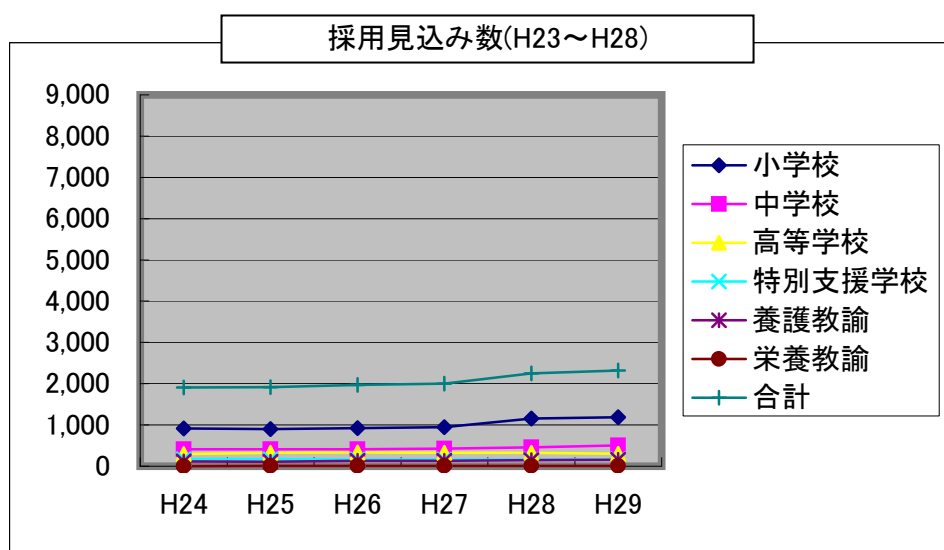
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	2,949	2,903	2,808	2,903	2,913	2,916
中学校	1,997	1,834	1,623	1,634	1,561	1,342
高等学校	1,191	1,134	1,131	1,110	1,024	1,002
特別支援学校	659	628	659	601	580	583
養護教諭	192	182	174	184	186	191
栄養教諭	31	32	31	31	30	32
合計	7,019	6,713	6,426	6,463	6,294	6,066



※近畿・・・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

参考9 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(中国)

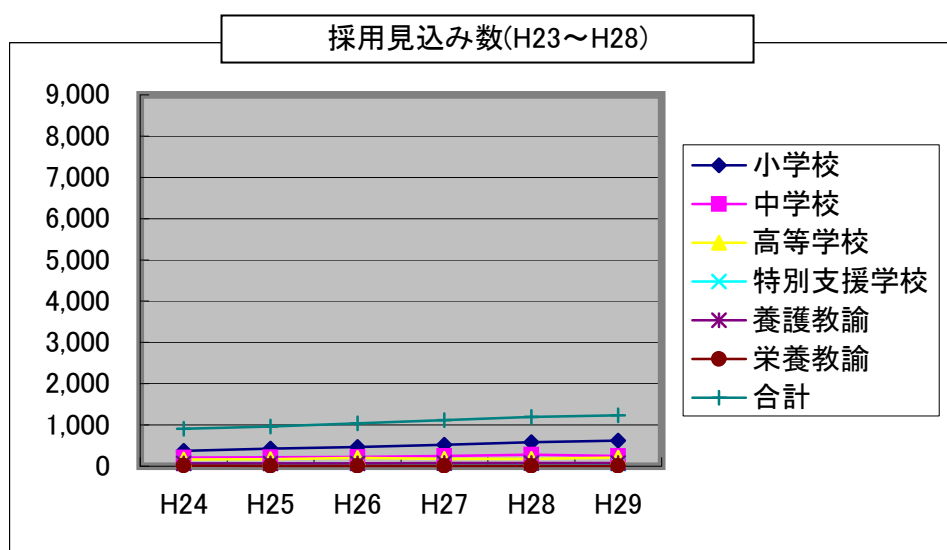
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	915	902	922	947	1,154	1,184
中学校	414	411	415	428	458	505
高等学校	293	325	333	327	322	306
特別支援学校	172	167	163	163	165	169
養護教諭	113	107	131	133	148	154
栄養教諭	3	4	4	4	4	4
合計	1,910	1,916	1,968	2,002	2,251	2,322



※中国・・・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

参考10 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(四国)

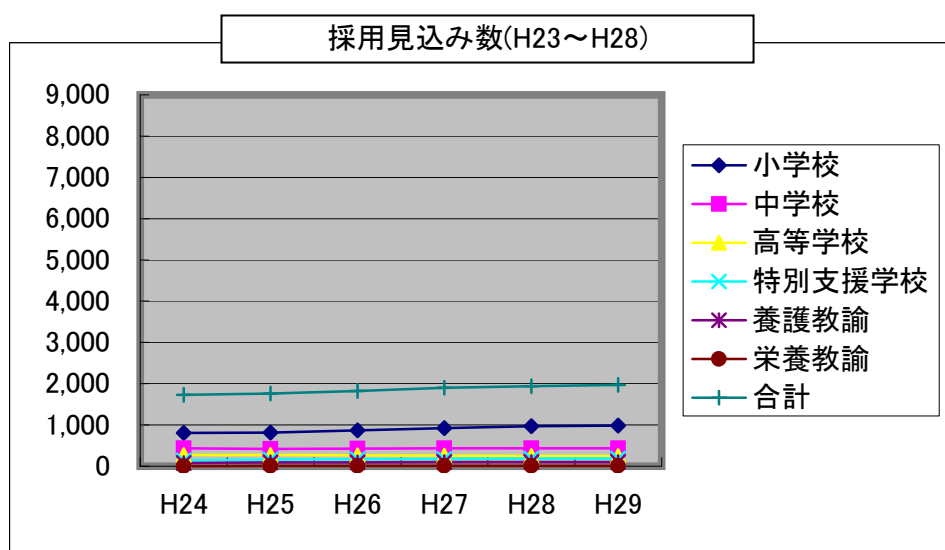
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	373	428	463	523	583	618
中学校	209	216	226	251	276	251
高等学校	163	168	201	181	175	210
特別支援学校	70	70	70	70	68	65
養護教諭	73	71	71	81	81	81
栄養教諭	16	11	11	8	11	9
合計	904	964	1,042	1,114	1,194	1,234



※四国・・・徳島県・香川県・愛媛県・高知県

参考11 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(北九州)

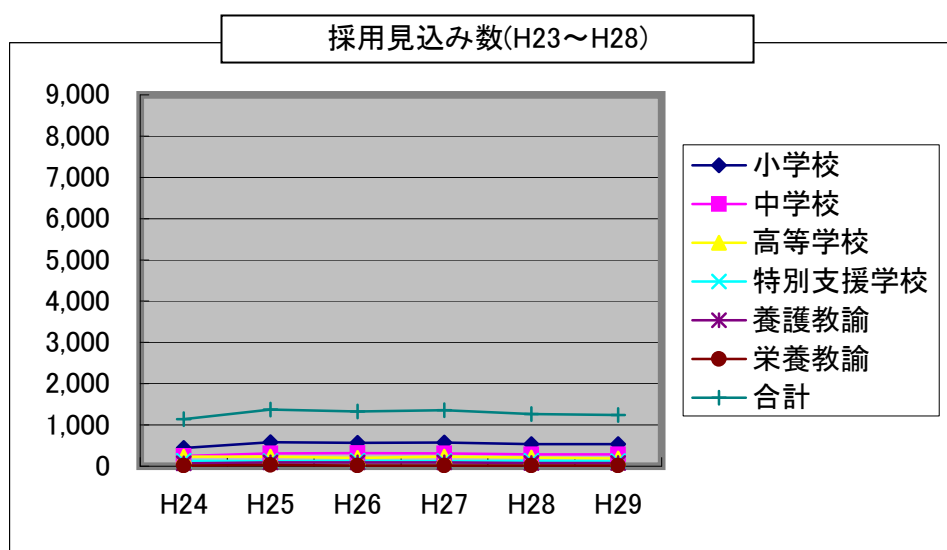
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	806	811	866	927	967	987
中学校	432	422	427	432	432	437
高等学校	270	268	260	257	250	249
特別支援学校	141	160	169	178	187	187
養護教諭	78	92	92	97	97	102
栄養教諭	0	9	8	10	6	6
合計	1,727	1,762	1,822	1,901	1,939	1,968



※北九州・・・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県

参考12 平成23年度以降の公立学校教員採用見込み数(南九州)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	443	580	565	575	535	535
中学校	246	308	318	313	290	290
高等学校	233	231	200	229	210	190
特別支援学校	132	128	130	128	130	128
養護教諭	69	95	95	90	80	80
栄養教諭	16	29	18	19	19	19
合計	1,139	1,371	1,326	1,354	1,264	1,242



※南九州・・・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

都道府県・指定都市教育委員会 教員採用事務担当課一覧

No.	都道府県市名	担当課名	担当係名	代表電話番号		FAX番号	E-mail(共通)
				番号	内線		
1	北海道	総務政策局教職員課	小中学校人事グループ	011-231-4111	35-217 011-231-4111	011-232-1051	
2	青森県	教職員課	小中学校人事グループ	017-722-1111	5209	017-734-8274	E-KYOIN@pref.aomori.lg.jp
		学校教育課	高等学校人事・改革グループ		5286		E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	教職員課	県立学校人事担当	019-629-6130	直通	019-629-6134	DB0002@pref.iwate.jp
			小中学校人事担当	019-629-6128	直通		
4	宮城県	教職員課	小中学校人事班	022-211-3632	直通	022-211-3698	kyosyk@pref.miyagi.jp
			県立学校人事班	022-211-3633	直通		
5	秋田県	高校教育課	管理班	018-860-5164	直通	018-860-5808	koukou@pref.akita.lg.jp
		義務教育課	管理班	018-860-5145	直通		gikyo@pref.akita.lg.jp
		特別支援教育課	管理班	018-860-5133	直通		tokubetu@pref.akita.lg.jp
6	山形県	総務課	教職員室(高校管理担当)	023-630-2211	2863	023-630-2857	ykyoikusomu@pref.yamagata.jp
			教職員室(小中管理担当)	2864			
7	福島県	学校経営支援課	市町村立学校採用担当	024-521-1111	5055	024-521-7967	k.gakkoukeieishien@pref.fukushima.jp
		学校経営支援課	高等学校採用担当		5061	024-521-7973	
		特別支援教育課	特別支援学校採用担当		5063	024-521-7967	
8	茨城県	義務教育課		029-301-1111	5219	029-301-5239	gikyo@pref.ibaraki.lg.jp
		高校教育課			5256	029-301-5269	kokyo@pref.ibaraki.lg.jp
		特別支援教育課			5275	029-301-5289	tokukyo@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	教職員課	小中学校人事担当	028-623-3386	直通	028-623-3393	kyoushoku@pref.tochigi.lg.jp
			県立学校人事担当	028-623-3396	直通		
10	群馬県	学校人事課	県立学校人事係	027-223-1111	4598	027-243-7759	kijinji@pref.gunma.jp
			義務教育人事係		4593		
11	埼玉県	小中学校人事課	教員人事担当	048-830-6935	6937	048-830-4966	a6930@pref.saitama.lg.jp
		県立学校人事課	教員人事担当	048-830-6727	6738	048-830-4958	a6720@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	教育振興部教職員課	任用室	043-223-4043	4043	043-225-2374	kyikuninyo@mz.pref.chiba.lg.jp
13	東京都	人事部選考課	選考係	03-5321-1111	53-453	03-5388-1729	S9000017@section.metro.tokyo.jp
		人事部試験課			53-571		S9000016@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	小中学校人事課	小中学校人事企画グループ	045-210-1111	8190	045-210-8938	fm4024.s2m@pref.kanagawa.jp
15	新潟県	義務教育課	管理第1係	025-285-5511	3856	025-285-8087	ngt500040@pref.niigata.lg.jp
		高等学校教育課	管理係		3880	025-285-7998	ngt500050@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	教職員課	県立学校人事係	076-431-4111	4555	076-444-9619	
17	石川県	教職員課	小中学校管理担当	076-225-1822	5543	076-225-1824	e520100@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	学校教育振興課	人事給与G	0776-21-1111	4135	0776-20-0670	gakkyo@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	義務教育課		055-237-1111	8209	055-223-1759	gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp
		高校教育課			8315	055-223-1768	koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	高校教育課	管理係	026-232-0111	4358	026-235-7488	koko@pref.nagano.lg.jp
		義務教育課	管理係		4338	026-235-7494	gimukyo@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	教職員課	小中学校担当	058-272-1111	3527	058-278-2817	c17766@pref.gifu.lg.jp
			高等学校担当		3529		
22	静岡県	学校人事課	小中学校班	054-221-3151	3105	054-251-8685	kyoui_jinji@pref.shizuoka.lg.jp
			県立学校班高等学校人事担当	054-221-3117	3117		
			県立学校班特別支援学校人事担当	054-221-3150	3150		
23	愛知県	教職員課	県立学校人事グループ	052-961-2111	3852	052-954-6961	kyosyokuin@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	人材政策室	教職員制度・採用・免許グループ	059-224-2959	直通	059-224-3040	kyojin@pref.mie.jp
25	滋賀県	教職員課	小中学校人事担当	077-528-4530	4536	077-528-4951	ma03@pref.shiga.lg.jp
			県立学校人事担当		4532		
26	京都府	教職員課	人事担当	075-451-8111	5799	075-414-5801	kyosyokuin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	教職員人事課	採用グループ	06-6941-0351	3448	06-6944-6897	kyoshokuin-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	教職員課	人事第1係	078-341-7711	5654	078-362-4284	kyoushokuinka@pref.hyogo.lg.jp
			人事第2係	078-341-7711	5657		
29	奈良県	教職員課	人事企画係	0742-27-9844	5239	0742-24-7256	kyosyoku@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	学校人事課	任用・免許班	073-432-4111	3650	073-441-3664	e5008001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	小中学校課	管理係	0857-26-7111	7513	0857-26-8170	shouchuugakkou@pref.tottori.jp
		高等学校課	管理係		7539	0857-26-0408	koutougakkou@pref.tottori.jp
		特別支援教育課	管理係		7514	0857-26-8101	tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp
32	島根県	義務教育課	企画人事係	0852-22-6164	5422	0852-22-6026	gimu@pref.shimane.lg.jp
		高校教育課	企画人事係	0852-22-6308	5411	0852-22-5762	koukou@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	教職員課	高校教育人事班	086-224-2111	4348	086-224-2160	kyosyoku@pref.okayama.lg.jp
			義務教育人事班		4336		
34	広島県	教職員課	小中学校人事係	082-228-2111	4924	082-227-8027	kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	教職員課	人事企画班	083-922-3111	4550	083-933-4559	a50200@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	教職員課		088-621-3125	3129	088-621-2881	kyousyokuinka@pref.tokushima.lg.jp

No.	都道府県市名	担当課名	担当係名	代表電話番号		FAX番号	E-mail(共通)
				番号	内線		
37	香川県	高校教育課	人事・教育企画グループ	087-831-1111	5266	087-806-0232	kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp
		義務教育課	人事グループ		5243		087-806-0231
38	愛媛県	義務教育課	教職員係	089-912-2940	4811	089-934-8684	gimukyoku@pref.ehime.jp
		高校教育課	教職員係	089-912-2952	4869	089-912-2949	koukouyouik@pref.ehime.jp
39	高知県	教育政策課	人事企画	088-821-4568	4568	088-821-4558	310101@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	教職員課	市町村立学校係	092-651-1111	5448	092-643-3896	kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp
			県立学校係		5450		
41	佐賀県	教職員課	小中学校人事担当	0952-24-2111	3255	0952-25-7319	kyoushokuin@pref.saga.lg.jp
			県立学校人事担当		3235		
42	長崎県	高校教育課	県立学校人事班	095-824-1111	3358	095-824-5965	s40120@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	学校人事課	県立学校人事班	096-383-1111	6681	096-383-3915	
			小中学校人事班		6684		
44	大分県	教育人事課	採用試験・免許班	097-536-1111	5518	097-506-1867	
45	宮崎県	教職員課	人材育成担当	0985-26-7240	3298	0985-28-2757	ky-kyoshokuin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	教職員課	県立学校人事管理係	099-286-2111	5270	099-286-5667	kenrituj@pref.kagoshima.lg.jp
			小中学校人事管理係		5269		shouchuj@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	義務教育課	人事班	098-866-2741	直通	098-866-2750	aa313017@pref.okinawa.lg.jp
48	札幌市	学校教育部教職員課	人事係	011-211-3853	直通	011-211-3854	kyosyokuin@city.sapporo.jp
49	仙台市	学校教育部教職員課	人事企画係	022-214-8873	4395	022-214-8849	kyo019110@city.sendai.jp
					4393		
50	さいたま市	教職員課	人事係	048-829-1111	4035	048-829-1990	kyoiku-kyoshokuin@city.saitama.lg.jp
					4033		
51	千葉市	学校教育部教職員課	人事係	043-245-5931	直通	043-245-5987	kyoshokuin.EDS@city.chiba.lg.jp
52	横浜市	教職員人事課	任用係	045-671-3246	直通	045-681-1413	ky-kyosyokujinji@city.yokohama.jp
53	川崎市	教職員課	教員採用担当	044-200-2885	50551	044-200-2869	88kyosyo@city.kawasaki.jp
54	相模原市	教職員課	人事企画班	042-754-1111	5118	042-769-4172	kyoushokuin@city.sagamihara.lg.jp
55	新潟市	教職員課		025-228-1000	33241	025-230-0401	kyoshoku@city.niigata.lg.jp
56	静岡市	教育部教職員課	人事担当	054-354-2507		054-354-2479	kyoushoku@city.shizuoka.lg.jp
57	浜松市	教職員課	人事グループ	053-457-2408	直通	053-457-2579	kyoshoku@city.hamamatsu-szo.ed.jp
58	名古屋市	教職員課		052-972-3243	3243	052-972-4177	a3237@kyoiku.city.nagoya.lg.jp
59	京都市	教職員人事課	人事担当	075-222-3781	直通	075-222-3759	jinji@edu.city.kyoto.jp
60	大阪市	教職員人事担当	教員任用担当	06-6208-9123	直通	06-6202-7053	ua0003@city.osaka.lg.jp
61	堺市	教職員課	採用グループ	072-228-7438	7744	072-228-7890	kyoshoku@city.sakai.lg.jp
			人事グループ		7741		
62	神戸市	教職員課		078-331-8181	6242	078-322-6146	Kyosyokuinka@office.city.kobe.lg.jp
63	岡山市	学事課	教職員係	086-803-1000	3833	086-234-4141	gakujika@city.okayama.jp
64	広島市	教職員課		082-504-2199	4682	082-504-2328	kyoushoku@city.hiroshima.jp
65	北九州市	学務部教職員課	教職員係	093-582-2372	直通	093-581-5892	kyou-kyoushokuin@city.kitakyushu.lg.jp
66	福岡市	学校経営部教職員第1課	教職員第1係	092-711-4612	直通	092-733-5536	kyoshokuin.BES@city.fukuoka.lg.jp
		学校経営部教職員第3課			直通		

